

平成27年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

○日 時 平成27年3月6日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する等の条例

議案第 2号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市檜川地域審議会条例を廃止する条例

議案第 7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 8号 塩尻市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

議案第17号 新市建設計画の変更について

議案第22号 平成27年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○出席委員・議員

委員長	古畑 秀夫 君	副委員長	横沢 英一 君
委員	山口 恵子 君	委員	森川 雄三 君
委員	青柳 充茂 君	委員	柴田 博 君
委員	塩原 政治 君	委員	中原 輝明 君
議長	五味 東条 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君 事務局次長 青木 隆之 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前10時00分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから3月定例会総務環境委員会を開会いたします。それでは、全員おそろいでございますので、審議に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しいところ総務環境委員会をお開きをいただきましてありがとうございます。条例案件ほか、平成27年度の一般会計予算、それぞれお願いをしております。よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ、大変ありがたく存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会の付託案件表のとおりです。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。発言に際しましては、必ずマイクを通していただきますので、特にスイッチの確認をしてから発言をお願いします。委員の皆さんは、できるだけマイクに近づいて、お願いします。説明者、答弁者は、ワイヤレスマイクを回していただき、マイクのスイッチを確認の上、発言をお願いします。議事進行への御協力をお願いします。

議案第1号 塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する等の条例

○委員長 議案の進め方ではありますが、議案第3号は、昨日の本会議でも議案質疑がありましたので、第6号の後に持っていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案の第1号塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第1号、議案集議案第1号と議案関係資料1ページをお願いしたいと思います。最初に議案関係資料のほうで説明させていただきます。塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する等の条例ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定すること及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正などをするものでございます。

改正の概要でございますが、(1)としまして、恐れ入りますが後の5ページにあります議案第3号でまた御説明申し上げますが、人事院勧告に基づきまして、この4月から一般職の職員の給与月額を平均2%引き下げることに伴いまして、現在一般職であります教育長の給与月額もこの4月から2%引き下げるものでございます。

次の2ページの新旧対照表でお示ししてありますが、教育長の給料につきましては、現行月額64万4,00

0円ですが、2%引き下げ63万1,000円となります。改正の2点目も後の議案第7号でお願いしますが、この4月から教育長が現行の一般職から新たに特別職の職員になることに伴い、これまで教育長の給与等の根拠規定でありました教育公務員特例法第16条が削除されることに伴いまして、この条例を廃止するものであります。

条例の施行日につきましては、平成27年4月1日ですが、恐れ入ります、議案集のほうをちょっとお開きください。附則の第2号ですが、経過措置として、現在の任期中は適用せず、なおその効力を有する。つまり現任期中は現行の一般職のままとし、次の任期から特別職に変わることになっておりますので、実際の条例廃止は、その時点ということになります。よろしく願いいたします。説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑ありましたらお願いします。

○柴田博委員 ちょっと教えてほしいんですが、議案のほうでですね、第1条、第2条ってあるんですけど、それぞれ第1条のほうにも塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例ってあって、第2条のほうにも同じ名前の条例があって、それは廃止するというふうになってるんですが、この1条のほうに書いてあるこの条例と2条のほうに書いてある条例とは、違うものということではないんですか。

○人事課長 同じものでございます。先ほど御説明しましたように経過措置として、現任期中は一般職ということで、この条例を生かすということになりますので、1条で一応給料のほうを4月から改正する、これは生きます。廃止する部分につきましては、次の任期のときに適用するという附則のほうでうたわせていただいております。

○柴田博委員 廃止する条例のほうの第2条の中に書いてある給料の額を改定するという、そういうことですか。

○人事課長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第1号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する等の条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次にまいります。

議案第2号 塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。議案関係資料の3ページをごらんください。提案理由ですけれども、被用者保険から国民健康保険に移行する方につきまして、退職者医療制度ですけれども、これが平成26年度で新規適用が終了することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、国民健康保険運営協議会の委員から、被用者保険代表者の委員を除くものでございます。

条例の新旧対照表は、裏面の4ページにございますけれども、第2条の第4号を削るものでございます。

3ページに戻っていただきまして、条例の施行ですけれども、本年の6月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは、委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。ありませんか。

○**柴田博委員** これまでは、どのような意味合いで、この第4号の委員も選んでいたわけでしょうか。

○**市民課長** 退職者医療制度にかかわります被保険者がいたものですから、社会保険診療報酬等から負担金等をいただいておりますので、国保の運営状況について、その方々からも御意見をいただくという意味で参加していただいていたわけでございます。以上です。

○**柴田博委員** 今までは大体どんなところから、その委員が選ばれていたわけですか。

○**市民課長** 被用者保険者、連絡協議会という団体がございまして、そちらのほうに御依頼をいたしまして2名委員を推薦していただいております。現在、委員をお願いしてあります2名の方につきましては、長野銀行の健康保険組合と、あと石川島芝浦タービン長野健康保険組合というところから1名ずつ委員を出していただいております。以上です。

○**委員長** ほかにありませんか。

それでは、ちょっとお聞きしたいんですが、結局社会保険からの補助というか、今まで出てたのはなくなるということで、その部分というのは、その穴埋めって言やあおかしいけど、そういう部分というのはどうなっていくわけですか。

○**市民課長** 新規の加入がなくなるということで、今、加入されている方が65歳になるまでは、その方はまだ被保険者で残るといことになりますので、年々数が少なくなっていくということになります。その分については、一般の被保険者のほうに切りかわっていきますので、通常のと申しますか、国民健康保険の全体の中で賄っていくということになります。以上です。

○**委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第2号塩尻市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次にまいります。

○委員長 議案第4号、ちょっとさっき言ったように議案第3号、後に回しますので。議案第4号のほうへ先いきます。塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案関係資料9ページをお願いしたいと思います。塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例ですが、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国家公務員の退職手当に準じて必要な改正をするものです。

改正の概要ですが、(1)として退職手当の調整額を引き上げるもの。(2)としまして、勤続期間が24年以下の退職者に対し、第8号区分についても退職手当の調整額を支給するというものでございます。

次に、新旧対照表をお願いします。ちょっと飛びまして12ページに調整額の各区分の改正額が載っておりますが、全体がこれだけではわかりづらいと思いますので、先に退職手当の計算式を簡単に説明したいと思います。退職手当額は大きく退職月の本給に一定の調整率を掛けたものと今回の調整額の2つの要素を足したものになります。今回、俸給表が全体に引き下げられ、本給に支給率、これは定年だとか、自己都合だとか、あるいは勤続年数によって一定の率が決まっているものですが、それを掛けたものが下がる分、もう1つの要素である調整額のほうを上げるというのが、今回の改正の背景でございます。では、調整額というのですが、12ページに60順位とか、60月という数字がありますが、退職日直近の60カ月、すなわち5年間にどんな役職についていたかという換算でございます。上から第1号区分が俸給表で10級、以下9級、8級と順におりてきまして、第5号区分が6級で、本市では課長級に当たります。第8号区分、一番下ですが、これが本市では3級で、本市では主任級がこれに当たります。例えば、退職前2年間課長をやり、その前3年間で課長補佐だった場合には、改正案でいきますと、課長級5号区分の4万3,350円に2年間24カ月を掛けたものと、6号区分の3万2,500円に3年間36カ月を掛けたものの合計が、この方の退職手当の調整額分となります。この調整額につきましては、在職期間中の貢献度をよりの確に反映する民間企業のポイント制の考え方を取り入れました職責ポイントに相当する制度で、平成18年度から導入されています。

概要の(2)につきましては、12ページの下の方ですが、第4号でございますが、現行勤続24年以下については、8号区分の調整額がゼロ扱いであったものが、勤続年数に関係なく定める額を適用することになったものでございます。

あと、新旧対照表、いろいろありますが、文言の修正になります。

条例の施行につきましては、平成27年4月1日からになります。説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんより質問をお受けいたします。

○柴田博委員 そうすると2%下げの前のときそのまま退職手当を計算した場合と、2%下げて、なおかつ調整額を変えて計算した場合というのは、どちらがどのくらい変わるわけですか。

○人事課長 個々によって違いますけれども、ほぼ同じ。

○柴田博委員 同じになるんですか。

○人事課長 ええ、こちらが下がった分、こちらを上げさせてもらったということで、調整させていただいております。

○委員長 ほかにございませんか。

○中原輝明委員 ちょっとつかぬことを聞くけどさ、今の。今度部長で退職する人がいるんだけど、それらはどのうちに、一律、どんな程度かい。一律ってこと。退職金を、じゃあはっきり言ったほうがいいな。退職金は、上のクラスでどのくらいになるの。

○人事課長 部長さん方につきましては、部長の在級年数によってそれぞれ本給が違います。部長を長くやられた方が、現在の給与月額大きいものですから、それに支給率等を掛けまして、退職金もやはり部長の年数が長い方が一番多いということになります。済みません、最後のほうがちょっと。

○中原輝明委員 最後、もうちょっと言うことありゃしない。どのくらいになるだ、それは。その辺、はっきりしたほうがいいぞ。

○人事課長 実際の額でよろしいですか。

○中原輝明委員 うん。

○人事課長 部長さん5人、定年退職でおやめになるんですけど、一番多い方で2,670万円くらいになります。

○中原輝明委員 じゃあ、低い人は、500万円ばか違う。

○人事課長 部長さん方では、そんなには違いませぬ。

○中原輝明委員 違わない。

○人事課長 数十万円の違いでございます。

○中原輝明委員 はい、わかった。それ以上聞かない。

○委員長 ほかにございますかね。よろしいですか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市行政手続条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第5号塩尻市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○安全・施設整備担当部長 それでは、議案関係資料18ページ以降、御説明させていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。議案第5号塩尻市行政手続条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をさせていただくものでございます。

概要でございますが、市の機関が行う行政指導等に関し、次の事項を加えるものでございます。大きくは3点でございますけれども、1番といたしまして、行政指導をする際に、許認可等又は許認可等に基づく処分をする

権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対しその根拠となる法令の条項等を示すものであります。それから2番目でございますが、法令に違反する行為の是正を求める行政指導等の相手方がですね、当該行政指導が法律等に適合しないと思料するとき、そのときは、当該行政指導に対して中止を求めることができる。これは新たに加えられたものでございます。3番目としまして、何人も法令に違反する事実の是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。市民の方が、そういうようなものがあるよということを行政のほうに求めることができるということ。それとあと4番目としましては、言葉の整理をさせていただいてるということでございます。

内容につきまして、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきたいと思ひます。おめくりいただきまして、言葉の整理の部分につきましては省かさせていただきますが、24ページをお開きいただきたいと思ひます。先ほど申しました1番目の部分に該当する部分でございますが、行政指導の方式ということで33条の中に2項ということで新たに加えるものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、行政指導をしたりする場合には、その根拠となる法令をですね、相手方に示さなければならない。または、規定する要件、それから要件に適合する理由、こういうものを細かく相手方に御説明するという必要がありますよということでございます。全体に今回の法令改正が行われたものにつきましては、その行政指導等を、また処分等をされる相手方の権利をですね、保護する。そういう立場で、そういう行政等が行うものの、そういう行為については明確に示して、公平性を保とうという趣旨で、全体的に改正されてるものでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。それ以降、3項以降につきましては、繰り下げということでございます。

それから25ページ、行政指導の中止等の求めということで、35条を挿入するものでございます。これにつきましても先ほどの2番目の概要のほうで申し上げてございますけれども、行政等が行った指導等について、それは法律でこれこれ違反してるじゃないかと、だから改めたほうがいいよというような指導があった場合等ですね、いやいやそんなことはないよというように、その処分、または行政指導を中止をすることを求めることができるということを、今まではこういうことは入れてありませんでしたが、明確にここに規定をされているものでございます。2項では、申請をする場合に必要な提出書類等について書かれているものでございますし、めぐっていただきまして26ページの3項につきましては、そのような申出があった場合の行政としての対応等について記載をさせていただいたものでございます。

それから、同じく26ページ第5章、処分等の求めでございますが、36条をそこに新たに追加をしてございます。これは先ほどの3番目に御説明したものでございますが、何人もということで、例えば私がこれこれこういうものを見て、これはあくまでもちょっと違法性があるじゃないのとか、そういうものを一般の市民の方が見られた場合にですね、それに対して行政指導がされてないとか、また行政処分がされてないというように判断した場合については、市のほうにですね、そういうものを申し出をするということをこのところで明らかに示しているということで、ここに追加をさせていただいた、そういう概要でございまして、2項につきましては、その申出書の書類等に記載するもの、提出するもの。それから、そのような申し入れがあった場合について、3項ですね、行政が行わなければならないことについて記載をさせていただいたものでございます。それ以降、第6章、第7章ということで、それぞれ繰り下げをさせていただいたというものでございます。

それからあわせまして、議案の中の附則のところを書いてございますけれども、第5号議案の3ページになり

ますけれども、施行期日につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行をします。それから2としまして関係します塩尻市税条例、これの一部をそこに記載されてありますように一部改正をするというものでございますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。

○山口恵子委員 行政指導について具体的にお聞きしたいんですけども、過去、今までに市側から行政指導を行ってきた項目って、どんな内容のものが主に多かったか、その辺おわかりですか。

○安全・施設整備担当部長 ちょっと私も全部の職場のことを把握しているわけじゃありませんけれども、よくありますのは、市民環境なんかでは不法投棄とかですね、そういうものもありましたし、例えば土地利用に関して農転の場合なんか、農転されてるんですけども、それが違法性があるよ、ちょっとおかしいんじゃないのというようなことは、ちょくちょく目にしたというような、それで改善を求めたようなことはあったように記憶しております。これ、行政の行う各条例なり、基づいて行うもの、また法令に基づいて行う行政指導等でございますけれども数限りなくございますので、住宅にしても、使用許可にしても、それには条件がついておりますし、入居に際しては。または、公園を使う場合についても、やはり許可をとるというようなこともありますし、道路使用許可とか、そういうのもございますし、やはり行政がいろいろ許可を出したりする場合については、全てそのような条例、または法令等に基づいて行っておりますので、数限りなくございますので、そういう事例は幾つもありましたけれども、ちょっと具体的に何件とかちょっと把握しておりませんので申しわけございません。

○山口恵子委員 本当に数々いろいろあると思いますけれども、今回、この条例により、その指導の根拠をしっかりと示すということで、逆に指導をしやすくなるというふうにとったほうがいいのか、また行き過ぎた指導がいかないように相手方の権利をしっかりと確保するという、その両方あわせ持っている内容というふうにとらえればよろしいですか。

○安全・施設整備担当部長 そのとおりでございます、今まであやふやにもあった部分を明確にする。だから行政指導を、例えばする場合、行政指導っていうのは、あくまでも相手に対してちょっとそれはおかしいから改善したほうがよいということで、命令ではございませんし、行政処分ではございませんので、相手方がそれに従わなければいけない義務は生じないんですが、その段階で、もしこれに従わない場合については、こういう処分がされますよということをつけ加えた場合には、その処分はどの法令なり、どの条例に基づいてされますよということを相手方にしっかりと示してですね、よく理解していただく。そういうためにも使われると言いますか、改正の利点があるかと思えますし、逆に相手方にしてみれば、そういうことであるということですね、理解していただくためにということになるかと思えます。どちらにしましても、公平性を持たなきゃいけないという観点が一番でありますし、やっぱり透明性を高めるということが今回の趣旨になっておりますので、よろしく願い申し上げます。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

○柴田博委員 済みません、細かなことなんですが、条例の中に思料するという言葉が出てくるんですけど、日常的にあまり使わないと思うんですが、もうちょっと普段使うような言葉に置きかえるというようなことはできないのでしょうか。

○安全・施設整備担当部長 これ、法令の改正のほうでですね、やはり法律用語的に、こういう言い回しをして

おりますので、そういう形で使わせていただいているんですけども、ほかに言い方と言いましても、よく考えて、ちょっとお待ちください、済みません。ちょっと係長のほうで答えさせていただきます。

○**行政係長** 確かに普段使わない言葉だっていうのは、こちらも承知をしております。ただ、今回の行政手続条例については、国の事務に関しては行政手続法で行っております。市の事務に関しては、主に行政手続条例を使うというところの中で、やはり法が意図した部分というものについて尊重するべきであるという判断をしておりますので、若干わかりにくい言葉でありますけれども、同じ言葉を使って国の法体系とうちの条例とですね、そろえるという考え方で採用しております。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。ありませんか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第5号塩尻市行政手続条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 塩尻市檜川地域審議会条例を廃止する条例

○**委員長** 議案第6号塩尻市檜川地域審議会条例を廃止する条例について、説明を求めます。

○**企画課長** それでは、議案関係資料の29ページをお願いいたします。議案第6号塩尻市檜川地域審議会条例を廃止する条例でございます。提案理由につきましては、塩尻市檜川地域審議会の設置期間が満了することに伴いまして、塩尻市檜川地域審議会条例を廃止するというものでございまして、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

なお、おめくりをいただきまして30ページのところでございます。あわせまして、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正いたしまして、右側現行でございまして、現行の一番下、檜川地域審議会の委員の規定を削除するというものでございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、委員の皆さんから質疑ありましたらお願いいたします。

○**森川雄三委員** 合併10年ってことでね、一つの約束事というか、そういう条例化をされて、これで廃止をされるということなんですが、合併特例債が5年延長になったわけですよね。やはり延長されて、まだそれをどう活用をするかっていう一つの形の中では、私は審議会だって5年延長したって不思議じゃないなって思ったんですが、これは審議会の皆さんの中にどういった御意見があったか、なかったか、その点についてお願いしたいが。

○**企画課長** 審議会の委員の皆さん、2月24日にここで地域審議会を行いました。その中で、檜川村との合併、この10年の振り返りということですね、これまでの旧檜川村地域での取り組み、あるいは旧塩尻市区域での取り組み、御説明をさせていただきました。この中で、振り返った中ですね、双方にとっていい合併であったという振り返りがなされました。今後についてですね、この地域審議会については終了いたしますけれども、檜

川地区の中ですね、任意のそういった場を設けて地域内の課題を検討したりですね、行政との連携とか、そういうことを議論する、そういう場を設けるということでございます。したがって、そう言った中にはですね、必要に応じて私どもも、必要な場合には説明に伺ったりという場ができると、こういうことでございますので、そのようなことで檜川地区の中ですね、まちづくりを議論されるということでございますので、そのような対応に市としても変わっていくと、こういうふうになるかと思っております。以上でございます。

○森川雄三委員 そういうことで10年経過して廃止をされるということで、それは理解をするわけなんですけど、おっしゃられたようにね、地域での振興会とか、協議会みたいなものが発足をして行政との受け皿というようなものが、今後始まるということでありますので、ぜひそこら辺もしっかりと捉えていただいでですね、まだまだ若い地域でありますので、ぜひひとつそれはお願いしたいなというのが1点。

それとですね、この議題と少し外れるかもしれないけれども、合併債自身のね、活用された一つの形というものと、当時から過疎債自身も5年延長されたわけかい、たしかね。そこら辺で、檜川地区ではいわゆる合併債というものは使ってほとんどないということは、皆さんにも理解をしてもらいたいなと。おかげで、合併債よりか有利な過疎債を使えたということでありますので、そこら辺も含めてですね、ぜひ、これから新しい地域がいよいよ塩尻市について1つになれたというような意味からしてもですね、まだまだぜひ、今言うようにですね、若い地域でありますので、お願いをしたいということ、お願いをするということも変ですけども、これは行政の皆さんもね、委員の皆さんにも、この場をお借りしてですね、ぜひひとつお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 要望というか。

○森川雄三委員 それは要望でいいです。ひとつお願いします。

○委員長 ほかに。

○柴田博委員 説明の中で、設置期間を満了するからということなんですけれども、これは条例の中に、この条例は10年間だけ有効ですよというようなことが書いてあるのかどうかということと、それから、これをもし行政の方で、塩尻市のほうでもうちょっと延ばしたいなと思えば延ばせるものなのか、それとも別の法律かなんかで合併した後につくる、こういう審議会については10年間ですよということになっているのかどうか、その辺をもうちょっと説明をお願いします。

○企画課長 これは、法律の中ではですね、期間を定めて審議会を置くことができるという規定でございまして、塩尻市の今の地域審議会条例の中ではですね、設置期間が定めてございます。設置期間は平成27年3月31日までとするという規定を受けてですね、今回廃止をするというものでございます。期間を定めておく期間というのがございますので、期間については条例定めということはございますけれども、当初予定した期間ということと、先ほど申しましたですね、地域の中でのそういう協議会もできたということもございますので、ここにおいて廃止をすると、こういうことでございます。

○柴田博委員 それはわかるんですけど、だからもし塩尻市がもうちょっと必要だなと判断すれば、それを延長するということはできるわけですねということ。

○企画課長 期間は条例で定めることとございますので、それは可能なこととございます。

○柴田博委員 だけど必要ないよということなんだね。

○企画課長 はい。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第6号塩尻市檜川地域審議会条例を廃止する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、次に3号に戻っていただきまして、説明を受けたいと思います。それでは、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 少し長くなりますが、よろしく申し上げます。議案集議案第3号と議案関係資料5ページ、議案第3号をお願いしたいと思います。塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与を改定することなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

改正の概要でございますが、1つ目は人事院勧告に伴い、一般職の職員の給料の月額を平均2%引き下げることでございます。今回の俸給表の総合的見直しにつきましては、民間賃金の低い地域における官民給与の実情を全国共通の俸給表に反映するための見直しでありまして、その背景には前回の見直し後も依然として民間賃金の低い地域を中心に公務員給与が高いのではないかという指摘があり、これに対応する必要性が出てきていること。また職員の平均年齢が上昇し、職員構成の高年齢化が顕著となってきたことなどから、給与カーブの見直しが必要となってきたこと。さらには、適正な給与配分を実現しようとするものなどがございます。今回は、民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の官民格差と、全国の格差との率の差が平成24年から26年の3年間の平均値で2.18ポイントであったことから、全国共通に適用される俸給表の水準を平均2%引き下げたものでございます。なお、50歳代後半層につきましては、国家公務員給与が民間給与をなお4ポイント程度上回っている状況から、最大で4%程度引き下げています。また、人材確保の影響等を考慮し、1級の全ての号俸及び2級の低いほう、12号俸までが対象になりますが、市役所で言えば事務員、それから主事の大方がこれに入っていますが、これについては引き下げを行っておりません。実際の運用につきましては、議案集のほうの12ページ、附則の第3号にございますが、激変緩和のための経過措置として向こう3年間は現給保障をすとし、具体的には4月1日から平均2%引き下げた俸給表に切りかえますが、実際の支給につきましては、この3月末の給与月額を3年間凍結し、保障するというものでございます。ただし、途中の昇格や年に1回の昇給で、この保障をしている額を超えましたら、その保障は自動的に解除されることとなります。この措置にあわせまして、平成22年度から実施している55歳を超える職員に対する俸給表の1.5%減額支給措置につきま

しては、今回55歳を超える職員も給与の適正化を含めた俸給表の引き下げ措置を行うことから、平成29年度末で廃止となります。

また、同じページ附則の第6号ですが、人事院勧告の中でこの4月から実施する改善措置、地域手当等がございますが、これに要する原資を確保するため、財源確保として1月の昇給月に通常より1号俸抑制の措置がとられました。これにつきましては、さきの12月定例会において条例改正と不用額の減額補正をさせていただいております。しかしその後、本市では4月からの地域手当の引き上げを行わない方針となったため、1号俸抑制につきましても、1月にさかのぼって適用しないとさせていただきます。

概要の2つ目ですが、2つ目につきましても人事院勧告に基づくもので、現在週休日、祝日、年末年始休業に限って適用している管理職員特別勤務手当を平日深夜に拡大適用するもので、管理監督職員が災害への対処等の臨時的、緊急的な必要によりやむを得ず平日深夜午前零時から午前5時までの間でございますが、に勤務した場合、勤務1回につき4,000円を超えない範囲内の額を支給するものでございます。

概要の3つ目です。住居手当のうち持ち家につきましては、平成21年の人事院勧告で既に廃止となっており、現在みずから居住するための住宅、貸間も含めますが、を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員への支給が給与法で定められています。現在本市では、市内外で同額支給となっておりますが、市外にアパートを借りて通勤する場合、災害等緊急時への対応の遅れや、あるいは消防団等地区活動や、選挙事務等への不参加など不都合な面がございますので、できるだけ職員は市内のアパート等への居住を促す目的で、市内と市外で住居手当の額に差をつけ、市外に居住する職員の住居手当の額を市内に居住する職員の2分の1とし、限度額を市内の2万7,000円に対し1万3,000円とするものでございます。

続きまして、次の6ページからの新旧対照表をお願いしたいと思います。まず住居手当でございますが、第16条の6、家賃が2万3,000円を境に若干計算方法が異なりますが、1万2,000円を超えた分が対象となり、限度額は家賃が5万5,000円のとときの支給額2万7,000円を限度額としております。改正案では新たに第3項で市外の場合を分け、2分の1支給で限度額を1万3,000円としたものでございます。

次の管理職員特別勤務手当第25条の2ですが、現行は週休日等についてだけうたっていますが、改正案では第2項及び第3項の2で、午前零時から午前5時までについて勤務1回につき4,000円としています。具体的には規則のほうで扱いますが、現行の週休日等につきましては、部長が8,000円、課長が6,000円になります。今回の深夜の業務につきましては、部長が4,000円、課長が3,000円と定めております。

8ページの附則第5号ですが、現在55歳以上の職員の本給0.15%減額支給につきましても、さきに御説明しましたように、俸給表の引き下げに伴う現給保障が切れる平成29年度末をもって廃止することになります。

条例の施行日ですが、議案集12ページの附則第1号にございますように、平成27年4月1日からの施行でございますが、先ほど御説明しました1号俸抑制につきましては、実際に実施しました本年1月にさかのぼって適用しないというものでございます。以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。

○柴田博委員 今回の人事院勧告で示された項目についてちょっとわかりやすい、どんな、例えば2%減らすということも含めてですけども、項目が勧告されていたのかわかるような資料がちょっとあれば助かるんですけども、ないでしょうか。

○人事課長 お配りしたほうがよろしいでしょうか。

○柴田博委員 はい。

○人事課長 じゃあ、用意させていただきます。

○委員長 そのほか、ございませんか。

○柴田博委員 その間にお聞きしますが、概要のところの（１）は人事院勧告に関係するもので、（２）と（３）は塩尻市独自にこういうことをやりたいという、そういうことでいいんでしょうか。

○人事課長 （２）も人事院勧告のものでございます。

○柴田博委員 （２）もそうなの。

○人事課長 （３）が塩尻市独自のものでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 （３）の関係ですけれども、塩尻市外に住んでいる方の職員は、塩尻市の災害とかいろいろな対応が遅れたり、実際に少なかったりということなんですけど、居住地での地域活動とか消防団に入っていると、その辺の状況はどうでしょうか。

○人事課長 もちろん松本等にお住まいの方も居住は自由ですので、どこにお住まいいただいても結構ですし、そちらのほうで地域活動、あるいは消防団等に入っている方の話のほうがっております。ただ本市の職員として、今回本市から出る手当について、できるだけ塩尻市内に貢献していただくという意味も含めまして、塩尻市内に住んでいただきたいという部分で差をつけさせていただいた経過でございます。なお、これにつきましては、全国的にもそういう例がありまして、県外、あるいは県内でも全く支給なしという措置をとられているところもございます。長野県でも近くでは、岡谷市が市外に出ると住居手当が出ないというようなこともうたっておりますので、幾つかの市町村ではそういう取り組みをしております。

○委員長 ほかにございますか。

ちょっと聞きたいんですが、さっきの説明だと12月の条例で4号のところを3号に抑えたということだったんですが、ということはその時点では、地域手当3から6に上げるということは考えていたという理解ですか。それで、途中で変わったということなんですかね。

○人事課長 地域手当を3から6っていう、結果的にはそういうことなんですけども、今回の地域手当の引き上げにつきましては年次的に1%引き上げてきて、27年度が4%、順次5%、6%、3年後に6%になるという勧告でございます。これにつきましては、塩尻市のほうで財政事情等も勘案する中で、昨日市長から議案質疑の折にも説明させていただいたように、市民の理解が得られるかどうか懸念があるという状況の中で、1月になってですね、実際に1月の終りだったんですけども、最終的にそういう方針に決めさせていただいたという経過でございますので、もう既に1号俸を抑制した後、地域手当を実際には引き上げない、据え置きのままという状況でございます。ただし、地域手当の原資に充てるものですから1号俸抑制は1月に引き下げた分、この1月、2月、3月分を今回もとに戻そうという措置をとらせていただきます。以上です。

○委員長 ほかにございますか。それでは、これより自由討議を。

○柴田博委員 ちょっと待って、その資料を見てから。

○委員長 そうだね。用意できてますか。

○人事課長 済みません、今ちょっと用意しています。

○森川雄三委員 ちょっとその前に、この居住手当の関係の(1)、(2)、(3)というのは、対象者というのはどういう割合になってる。

○委員長 人数ってことだね。

○森川雄三委員 人数というか。

○人事課長 (1)と(2)はですね、ちょっと月額2万3,000円以上か以下で分けてますけれども、実際には2万3,000円以下というのがないもんですから、市内の方の場合には(2)に該当しますし、市外の方が(3)に該当するということで御承知おきいただきたいんですけども、現在、例えば夫婦でお住まいの場合には、住居手当1人しか出ませんので、1件という形で答えさせていただきますけれども。

○森川雄三委員 同じ職員でもね。

○人事課長 はい、同じ職員で。市内が83件、今現在ですけれども。市外が13件、全て松本市でございます。以上です。

○委員長 いいですか。ほかに。時間かかりそう。

○人事課長 今、コピーしてるところです。

○委員長 それでは、10分休憩いたします。11時5分ころからお願いします。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。資料が配られてると思いますので、最初に説明を求めます。

○人事課長 お手元の資料は、人事院のホームページから引き出したものでございますので、ページが振ってありませんけれども御了承ください。3ページにわたります。給与勧告の骨子という資料でございます。給与勧告の今回のポイントですが2段階に分れてまして、上が平成26年度実施分でございます。下のほうが平成27年度からの実施分でございます。昨年度の分につきましては0.3%の引き上げ、また勤労手当の0.15カ月の引き上げ分でございます。なお、特別職に準じて議員さん方の期末手当につきましても、これに基づき引き上げを行っております。

下の総合的な見直しについては、そこにある3点が根拠になっております。詳しくはその下で説明させていただきます。ローマ数字のⅠが、給与勧告の基本的な考え方、そこに書いてあるとおりでございます。Ⅱが昨年度の給与改定の部分でございます。おめくりいただきまして2ページ目のローマ数字のⅢ、給与制度の総合的な見直し、こちらが今回27年度4月からの実施分でございます。1番として俸給表の見直しがあります。平均2%引き下げ、最大で4%引き下げということでございます。なお、④のその他には、55歳以上の1.5%減額支給措置の廃止等もうたわれてございます。次に地域手当の見直し、今まで6級地までございましたけれども、俸給表の引き下げに伴いまして見直しを行い7級地まで今回ふえまして、今まで6級地の3%だったんですけども、今回塩尻市が6級地の6%に入るようになりました。それから右上行きまして、あとの手当でございますけれど

も、広域異動手当、単身赴任手当、これは国家公務員のみ係る部分でございます。この（４）に管理職員特別勤務手当、深夜の部分でございますけど、こちらの部分に今回出させていただいた概要の２が入っております。実施時期等の中で３番目、激変緩和のための３年間の現給保障を行わせていただくということと、それから丸の４番目です。見直し初年度の改正原資を得るため平成２７年１月１日の昇給を１号俸抑制するということがございます。以上です。

○委員長 委員の皆さん、質問ありましたら。

○柴田博委員 地域手当の関係ですけれども、６級地で３％だったのが６級地で６％ということですが、もしこれをこのとおりにやるとすると、毎年１％ずつ上げて６％になった場合には、平均で言えるのかどうかわかりませんが、どれくらいの差が出るわけですか。

○人事課長 おおむねですけれども、１％上がるごとに本市では２，０００万円くらいが必要になります。ですから、２９年度の３年後には６，０００万円がさらに上乘せ分として必要になるということがございます。

○柴田博委員 １人当たりにして大体どれくらい月額で引き上げになるか、わかれば教えてください。

○人事課長 ２７年度は１％上げて４％ということになりますけれど、１％引き上げた場合には、職員の平均でひと月に３，１３３円という数字が出てます。３，１３３円の１２カ月分で３万８，０００円、平均ふえるということがございます。

○柴田博委員 この額が市民の理解を得られない額という、そういうふうには判断したということなんですか。

○人事課長 職員総数５４３人を掛けますと２，０００万円になります。この２，０００万円がですね、普通交付税のほうで、今のところ上乘せがあるかどうかということが、ちょっとまだ未定でございます、新年度にならないと。そういう中でほとんど一般財源の中で、さらにこの２，０００万円支給をするということが、例えば同じ地域手当の該当になってます松本、諏訪あたりが３％のままです。塩尻市が特に民間が高いというイメージがあれば、多分納得していただけたと思うんですけども、普通に考えれば塩尻市の民間、そんなに公務員よりも際立って高いというイメージがないので、そういうイメージの中で２，０００万円の上乗せをしていいかどうかということで、市民の理解が得られにくいのではないかと結論に達したわけです。

○柴田博委員 ２％減額するほうは、２％減額することによって総額でどれくらい抑制できるわけですか。

○人事課長 ただ実際には、現給保障で下げませんので、２７年度でいきますと１２月までは同じ額で行きまして、１月の昇給が若干新しい給与表で適用します。１月から３月の影響をこうむりまして、２７年度分で言えば４２０万円くらいの減額になります。

○柴田博委員 その次の１年は。

○人事課長 ２８年度は、１，８００万円の減額。２％下げなくて、今のままで行く場合に比べて１，８００万円。

○柴田博委員 違う、違う。

○人事課長 済みません、１，８００万円です。

○柴田博委員 下げたら。そうすると、２７年度は１月から３月までの分ということだけですので、２８年度と比べれば２％下げることによって１，８００万円で、３％、４％にすることで２，０００万円で、そんなに違わないですよ、そうはね。そういうふうには普通考えないですかね。それが片方だけやっというて、残りの片方や

れば市民の理解が得られないというのはちょっと理解しがたいんだけど。

○**人事課長** 二者を比べますと確かに額的には、2%引き上げのほうの約半分くらいにおさまりますけれども、ただ片方は給料の本給でございますし、片方は手当でございます。人事院勧告はあくまでも国家公務員を対象にしたものでございまして、また県については県の人事院でまた独自に結果を出しまして、国と必ずしも合っていないこともございます。そういう中で市町村につきましては、じゃあ国の国家公務員に準ずるのか、県に準ずるのか、あるいは独自の財政事情によりまして、それぞれの取り組みをやるという中で、本給についてはほとんど国に合せてるんですけども、手当につきましては、例えば据え置きの部分もありますし、例えば実施時期を4月にさかのぼらなくて12月からやるとかですね、これは各市町村によってそれぞれやり方がありますので、今回は必ずしもこのふえた分が同じじゃないかという額だけではなくて、その地域手当を現在の3%から6%に上げる、額にしては三万幾らの分だけなんですけども、それが市民の皆さんの本当に理解が得られるかどうかというところまで少し考慮しまして、今回の結論に達したという経過です。

○**委員長** ほかにございますか。いいですか。

それでは、質疑は終わります。これより自由討議を行います。ありませんか。

○**副委員長** この間、本会議の中でも十分論議をしていただきたいということでございまして、今も相当、柴田委員さんのほうからもある程度聞いていただいたわけですが、できればですね、附帯決議等の検討もいただきたいと思いますので、私はそんなふうをお願いをしたいと思います。

○**委員長** ほかにございますか。ありませんか。

○**森川雄三委員** その附帯決議ってどういうことを、具体的にちょっと出すんなら出してもらってせ。自由討議なのか。

○**委員長** 後ほど暫時休憩して、委員だけで少し別室でやりたいと思うんですが、内容については。そういう意見があったということで、お聞きいただきたいと思います。そのほか、よろしいですか。

なければ議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、暫時休憩をして、今の副委員長のほうから出されました附帯決議などについて、第一委員会室で委員の皆さんは委員だけで議論したいと思いますので、ここは暫時休憩をしたいと思います。お願いします。

午前11時18分 休憩

午前11時43分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第3号に対しまして、横沢委員以下7名から附帯決議案が出されましたので、委員のほうから附帯決議への趣旨説明を求めます。

○**副委員長** それでは、議案第3号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して、附

帯決議を出ささせていただきたいと思います。これまで塩尻市は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて実施をしてきた経過があるわけでございまして、その中で地域手当の引き上げにつきましては、国家公務員の給与改定に準じての改正が基本的には提案されてないわけでございます。そんなことで、それに対してですね、1番として人事院勧告に基づいて実施するよう努力されたい。2番として塩尻市職員労働組合とは誠意をもって交渉をすることと、こういうことで附帯決議案として委員長宛てに提出をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 附帯決議に対する質疑のある方、御発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 これより採決をいたします。お手元の附帯決議に対して、賛成の皆様方の挙手をお願いいたします。

〔「全員挙手」〕

○委員長 ありがとうございます。全員一致をもちまして、附帯決議をすることに決しました。なお、委員会でとどめ、本会議での附帯決議案は提出しないことといたします。それでは、次に進みます。

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○委員長 議案第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 議案関係資料31ページをお願いしたいと思います。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、さきに御説明しましたように教育長が一般職の職員から特別職の職員になることに伴いまして、塩尻市職員定数条例以下、そこにあるアからオの5つの条例を整備するものと、都市公園条例以下2件にあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用条項を改めるものでございます。

次に新旧対照表をお願いします。32ページは職員定数条例ですが、一般職の職員の中から教育長を削るものでございます。33ページの特別職の職員等の給与に関する条例では、教育長が特別職に変わったときの給料月額を定めるとともに、教育長が教育委員長の職務も兼ねるため、現行の委員長の報酬月額を削除するものでございます。34ページ、特別職の職員等の退職手当に関する条例では、現行一般職である教育長を特別職の職員等の等に充てていた者を等の必要がなくなり、職員だけにしたものでございます。36ページの特別職報酬等審議会条例では、教育長の給料額も審議会の意見を聞くものとし、同じページの都市公園条例は、もとの条例の条ずれに伴うものでございます。37、38ページの奨学資金貸与条例では、教育長が教育委員でなくなるため、必要な改正をするものでございます。なお、37ページ第2条第2項で、中等教育学校の後期課程をつけ加えさせていただいておりますが、県内では松本秀峰中等教育学校の後期課程がこれに該当しております。39ページの教育振興審議会条例は、同じくもとの条例の条ずれに伴う改正でございます。

条例の施行日につきましては、平成27年4月1日ですが、さきに御説明させていただきましたように、経過措置として教育長の現任期中は、一般職として取り扱うことを議案集2ページの附則の各号で定めておりますの

で御承知おきください。説明は以上です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質問をお願いします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 塩尻市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

○委員長 議案第8号塩尻市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 議案関係資料40ページをお願いしたいと思います。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、新たな条例を制定するものでございます。この議案第8号は、さきに御審議いただきました議案第1号と対になるものでございまして、議案第1号が一般職としての教育長の勤務時間等を定める親法の教育公務員特例法第16条の第2項が廃止されたことに伴い、現行の条例を廃止するものでしたが、そのかわりに新たに特別職としての教育長の勤務時間等を制定するものでございます。

改正の概要としましては、教育長の勤務時間、休日、休暇等、また職務に専念する義務の特例について定めるものであり、議案集の議案第8号のページにお示ししましたように第2条及び第3条で、それぞれ塩尻市職員の例によると規定しております。

条例の施行日につきましては、平成27年4月1日ですが、同じく附則の第2号にありますように現任期中は適用せず、次の任期から適用するものでございます。説明は以上です。

○委員長 委員の皆さんから、質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、議案第8号塩尻市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第17号 新市建設計画の変更について

○委員長 議案第17号新市建設計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○企画課長 それでは、議案第17号、議案関係資料の121ページでございます。新市建設計画の変更につい

てをお願いいたします。新市建設計画を変更することにつきまして、市町村の合併の特例に関する法律の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容は期間を平成32年度まで延長すること。それから、主要事業等について見直しを行うというものでございまして、これにつきましては、別冊で御説明をさせていただきます。別冊の新市建設計画の変更（案）という別冊がございますので、お願いいたします。よろしいでしょうか。新市建設計画の変更（案）でございます。それでは、おめくりいただきまして1ページをお願いいたします。1の新市建設計画、これにつきましては平成17年4月に合併に際しまして、新市建設計画を策定しまして、これをまちづくりの目標及び方向性を示すとともに、これに基づく建設計画、財政計画を定めたというものでございます。

2の変更の理由でございます。まず1点はですね、東日本大震災発生後の合併市町村の実情に鑑みまして、被災市町村以外においては、合併特例債を起すことができる期間、これが合併年度及びそれに続く15年度に延長されました。5年度延長されたわけでございます。これが1点でございます。これに加えて、この計画策定から10年が経過した中で新市を取り巻く環境、情勢等変化しております。したがって、この間に新たに必要になった事業を追加するとともに、計画期間を延長するというのが内容でございます。

それでは、中身につきましておめくりいただき2ページ以降、新旧対照表で御説明させていただきます。右側が現行でございます。左側が変更案でございます。まず、はじめにというところにつきましては、塩尻市総合計画、この記述の仕方を整理したものでございます。

それから3の計画期間でございます。現行平成26年度までの10か年としておりましたものを、変更案平成32年度までの16か年に期間延長をするというものでございます。

3ページ以降につきましては、これは建設計画の中身でございまして、合併特例債を活用するときにはですね、ここに書かれているかということが問われるわけでございます。この中の（イ）生活基盤の整備でございます。ここに公衆衛生の向上を図るため斎場や霊園の整備を行うということを追加をさせていただきまして、合併特例債が想定される事業を記述したものでございます。

それからおめくりいただきまして4ページ、（エ）の防災対策の推進のところでございます。ここでは防災施設・設備というふうに広く対象となるよう、読み取れるよう規定の整備をしたものでございます。以下、主要事業の表のアンダーライン部分については、それを反映したものでございます。

さらにおめくりいただきまして6ページにつきましては、（イ）学校教育のところでございます。設備及び通学手段の整備を進めるということで、これについては、バスも合併特例債想定されますので追加をしたものでございます。通学手段という記述でございます。

それから次のページ、7ページの（ア）農林業の振興のところにつきましては、及び森林資源の利活用に努めるという記述を加えて、Fパワープロジェクト関連の事業も読み取れるような記載としたところがございます。

それからおめくりいただきまして8ページでございます。（ア）中心市街地の活性化のところでございます。ここでは、広丘駅周辺の交通網や施設の整備等といたしまして、表の中では広丘駅周辺の整備を明記したということでございます。

それから9ページの財政計画でございます。財政計画の記述のところでは、右側、現行のところですね、国

の三位一体の改革による影響額といった、こういった不用となりました表現を整備するとともに、合併後10年間というものを合併後16年間に期間延長をして、財政計画を定めるというものでございます。内容につきましては、10ページ以降でございます。財政計画、平成32年までの計画とするものでございます。

10、11ページは歳入でございます、11ページまで。26年度までにつきましては、これは普通会計ベースの、当初予算ベースの実績に数値を置きかえたものでございます。実績に置きかえたものでございます。27年度以降につきましては、これは昨年末、県との協議をいたしました。県協議をした時点の財政推計に基づいた数値でございます。県との協議の時点でございますので、平成27年度の当初予算については整合してない時点のものでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

以降、12、13ページにつきましても同様、こちらについては歳出を計上したものでございます。以上、この計画の変更につきましては、昨年の11月26日に檜川地域審議会を開催をいたしまして御協議をいただき、御承認をいただいたものでございます。以上でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思っております。よろしいでしょうか。

なければ討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号新市建設計画の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

これで休憩に入ります。1時5分開会といたします。13時5分です。

午後 0時02分 休憩

午後 1時03分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第22号 平成27年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 議案第22号平成27年度塩尻市一般会計予算について、歳出1款議会費72ページから歳出2款総務費の6項監査委員費131ページまでと13款諸支出金332ページについて、ここちょっと企画課長等出張の関係ありまして、あわせてここまで説明をいただきたいと思っておりますので、それでは、入らせていただきます。説明を求めます。

○議会事務局次長 それでは、議会費から説明をさせていただきます。72、73ページをお願いいたします。

1 款議会費、本年度予算総額につきましては、2 億 2, 9 0 0 万円余でありまして、前年度対比 6 0 0 万円余の減額となっております。減額の主な要因としましては、議員定数減に伴います報酬、期末手当の減額と政務活動費の条例廃止による減額でございます。

7 3 ページ説明欄をお願いいたします。主なものについてのみ御説明いたします。1 つ目の白丸、特別職給与費の 1 つ目の黒ポツ議員報酬、その下の議員期末手当につきましては、議員定数 1 8 人分の報酬、手当でございます。その下の黒ポツ、議員共済給付費負担金につきましては、負担率が 1 0 0 分の 5 2. 8 から 6 3. 7 に改正されたことに伴いまして、増額となっております。

白丸 1 つ飛びまして、議会活動費 1, 6 0 0 万円余のうち上から 1 0 番目の黒ポツ、印刷製本費 3 0 2 万円余につきましては、議員改正に伴います議会だより臨時号の発行と議会要覧の印刷費が増額となっております。7 5 ページをお願いいたします。一番下の黒ポツ、政務活動費につきましては、先ほど触れましたけども政務活動費の条例廃止に伴いまして 5 月分以降ございませんので、4 月分の活動費として 1 6 万 5, 0 0 0 円を計上したものでございます。私からは以上です。

○**人事課長** 各科目に共通した人件費でございますけれども、最初に私のほうから一括説明させていただきます。人件費につきましては、所属ごとに該当科目で給料、手当、共済組合負担金、あるいは嘱託員報酬、社会保険料等をそれぞれ計上してございます。以下、人件費につきましては、各課長からの説明は基本的に省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、7 6、7 7 ページをお願いしたいと思います。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の説明欄最初の白丸、嘱託員報酬 5, 1 8 9 万円余でございますが、こちらにつきましては、庶務課、秘書広報課等の嘱託員、あるいは産休代替等の嘱託職員分でございます。

2 番目の白丸、特別職給与費のうち特別職給料につきましては、市長、副市長、それぞれ 2 0 % と 1 0 % 減額になっております。特別職手当につきましては、期末手当 3. 1 カ月と寒冷地手当の分でございます。

3 番目の白丸ですが、職員給与費のうち 2 番目の黒ポツ、一般職手当 5 億 1, 9 0 0 万円余でございます。このうち退職手当につきましては、定年退職者 1 4 名分、3 億 1, 1 0 0 万円余でございますが、平成 2 6 年度の定年退職者は 1 1 名、2 億 6, 2 0 0 万円余でございましたので、前年度より 3 名増、約 4, 9 0 0 万円の増となっております。以上でございます。

○**安全・施設整備担当部長** それでは、続けてお願いをしたいと思います。一般管理事務諸経費 8 0 3 万 6, 0 0 0 円でございます。これは庶務課の行政系の経常的経費でございます。消耗品 4 3 0 万円余、それから弁護士委託料ということで 3 1 万 5, 0 0 0 円。それから印刷機等使用料ということで 1 5 0 万円余でございます。2 7 年度は印刷機 1 台リースをし直すということで、その辺約 5 0 万円ほど増額となっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○**秘書広報課長** それでは、その下の丸、秘書事務諸経費 5 8 6 万 7, 0 0 0 円をお願いいたします。1 つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、これは市長表彰 1 0 人分と義務教育 9 カ年皆勤表彰 2 0 人分の予算でございます。なお、市長表彰につきましてはの記念品は漆塗りの小箱セット、義務教育のほうはデジタル時計を贈っております。次の 7 8、7 9 ページをお願いいたします。下から 4 つ目ですが、全国市長会負担金、また県市長会負担金につきましては、均等割、また人口割りによりまして、国または県への負担金でございます。一

番下の信州塩尻会事業補助金30万円でございますが、こちらにつきましては、東京、名古屋、関西、この3つの信州塩尻会への事業補助金でございまして、飲食にかかわるもの以外の事務的経費につきまして盛っておるのでございます。以上でございます。

○安全・施設整備担当部長 続けて庁舎施設管理費7,488万6,000円でございます。主な点でございますけれども、燃料費80万8,000円でございます。それとその下の電力使用料2,826万1,000円でございますが、庁舎の大規模改修事業にあわせまして、冷暖房、エアコンに改修をさせていただいたということで、燃料費につきましては440万円ほど減額になっておりますが、電力料につきましては、前年比に比べまして1,320万円ほど逆に増額ということで、差引880万円ほどの増額となります。これにつきましては、エアコンに方式を変更せざるを得なかったということになりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、節電効果を図るためにデマンドシステムを導入しながら電源のピーク量を抑えて、少しでも電力の使用料を下げる方向で管理をしていきたいというように考えております。それから下へ行っていたら14行目になりますが、市民総合賠償保険料ということで毎年入っているものですが、112万6,000円でございます。これは、市の施設等の管理において、過失があつて相手方がけがをされたとかいう場合、または市の行事、イベント等でけがをされたとかいうような場合にですね、補償なり、お見舞金をお支払いするということが保険に加入しているものでございます。あと4つほど下へ行きますと、庁舎管理業務委託料ということで894万円。おめぐりいただきまして、上から2行目にありますが、電話交換業務委託料ということで、これも委託をさせていただいてますが615万円。これにつきましては、約1日1,000件くらいの電話の交換業務がございます。それを8時15分から6時45分までということで、業務を行っているものでございます。

続きまして、丸でいきますと平和祈念事業ということで78万9,000円でございます。これにつきましては、毎年市内の中学校の子供さんたちが、平和教育ということで広島へ平和研修に行かれまして、また8月12日には平和のつどいということで行わせていただいているものでございますが、今年度は70周年ということになります。市長も一緒に出向いてですね、平和祈念事業に参加していきたいということで、中学生と一緒に行くということで予定をしているものでございます。よろしくお願いをいたします。以上です。

○監査委員事務局長 それでは、続きまして2つ目の丸印になりますが、固定資産評価審査委員会費につきましては予算額32万2,000円ということで、前年比5万1,000円の増となりました。このうち主なものは、委員報酬の22万8,000円、費用弁償の5万3,000円などとなっております。以上です。

○秘書広報課長 その下の都市交流事務諸経費でございます。42万円でございますが、2つ目の黒ポツ、通訳・翻訳料でございますが、こちらにつきましては、ミシャワカ市からのホームステイ等に見えますときの通訳、あるいは文書の翻訳の関係でございます。一番下の黒ポツ、都市交流協会補助金でございますが、姉妹都市関係の事業を行っております塩尻市都市交流協会に対しまして、10万円の補助金を交付するものでございます。以上でございます。

○人事課長 続きまして、説明欄一番下の白丸、人事事務諸経費ですが、次の83ページの一番上の黒ポツ、職員採用試験事務委託料でございます。これにつきましては職員の採用試験にかかわります委託料で、日本人事試験研究センターに委託するもので、教養試験、専門試験、職場適応性検査等の委託料でございます。次の人事給与システム使用料につきましては、通常の職員管理と給与に関するシステムの使用料のほか、本年度の制度改

正に伴う対応分496万円余が増額となっております。これは共済年金と厚生年金の一元化に伴い、本年10月から公務員も厚生年金に加入し、いわゆる2階部分の年金が厚生年金に統一されることになっております。これにより地方公務員共済制度における保険料の算定基礎が、給料を基礎に計算する手当率制から現在厚生年金が採用している標準報酬制に移行することになり、このための既存システムの改修と新システムの導入分でございます。以上です。

○安全・施設整備担当部長 続けてお願いいたします。車両管理諸経費1,960万円余でございます。主なものにつきましては燃料費、昨年よりも増額となっておりますが359万円余でございます。これは実績に合せてということで予定をしております。それから下へ行っていただきまして、自動車等借上料1,200万円余でございます。これは庶務課が管理いたしますバス2台も含めての18台の公用車、これのリース料ほかでございますし、それにイベントとか、またはバスを利用する委託バスでございますが、この委託バスの借上料約660万円もその中に入れさせていただいてございますし、あと庁舎周りの除雪を必要とします除雪機の借上料ということで52万円ほど、この中に含めさせていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

さらに下へ行っていただきまして、文書事務費ということで3,300万円余でございますが、これは郵便料2,600万円余、それから例規管理システム委託料ということで390万円余で、これは例年どおりでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○秘書広報課長 その下の広報広聴活動事業をお願いいたします。4,040万円余でございますが、前年度と比較しまして780万円ほどの減額になっております。この減額の主なものは、印刷製本費の減額とオフトーク放送広報料の皆減の関係でございます。それでは、1つ目の黒ポツ、行政チャンネル放送番組審議会委員報酬でございますが、放送事業法によりまして、審議会を開催しろということでございまして、その7人の委員報酬でございます。一番下の印刷製本費でございますが、これが450万円ほど減額となっております。これは広報しおじりの印刷が主なものでございますが、単価契約をしてございまして、25年度までのものと格段に単価が変わっておりまして、2色刷り1ページ当たり1.12円、4色刷り1.18円ということで、大幅に単価が下がっておりまして減額となっております。次の84、85ページをお願いいたします。上から6個目の黒ポツ、有線テレビ広報事業委託料でございますが、こちらにつきましては、1つはテレビ松本にお願いしておりますテレビ広報しおじり、これは15分番組でございますが、こちらの事業委託。もう1つが行政チャンネルにかかわります市政ニュースの制作委託、あるいは機器の点検委託の関係でございます。その下の2つの黒ポツですが、広報配送仕分作業委託料と広報配布委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しているものでございます。その下の番組制作放送委託料でございますが、こちらはテレビ松本に委託しておりまして、ホームページ上の動画制作、これはテレビ広報しおじりとか、市長定例会見等のものの動画制作を委託しておるものでございます。以上でございます。

○会計管理者 それではその下、3目会計管理費になります。総額1,603万2,000円となります。上の白丸、会計事務諸経費になります。1,513万円ですけれども、上から3つ目の黒ポツ、印刷製本費につきましては、一般会計、特別会計決算書等の作成にかかわる経費でございます。

次の白丸、公共料金明細事前通知サービス導入事業でございますけれども、こちらにつきましては、新規の事業となります。電気、電話等の公共料金の請求をデータで受け取りまして、口座振替でお支払いをするというも

でございます。私のほうからは以上でございます。

○**財政課長** 85ページの一番下でございますが、財政課所管分でございます。財政管理事務費につきましては、財政係にかかわる経費でございます。次のページをお願いいたします。

○**契約担当課長** それでは、一番上の契約事務諸経費について御説明申し上げます。上から8つ目の工事实績情報システム使用料13万円につきましては、建設業技術者センターへ支払いをするものです。続きまして財務会計システム使用料391万9,000円につきましては、ジャパンシステムに支払いをするものでございます。以上です。

○**財政課長** 続きまして、5目財産管理費でございます。最初の事業、財産管理事務諸経費につきましては、6,700万円余でございます。920万円余の増額となっております。主なものを申し上げますと、真ん中にございます細節、全国市有物件災害共済会分担金630万円余につきましては、庁舎、あるいは学校等といった建物の火災保険、また公用車の自動車保険でございます。その下、特殊建物定期報告委託料180万円余につきましては、建築基準法による定期点検でございます。前年度小中学校等の定期点検ございましたけれども、27年度につきましては保育園等実施をいたします。面積が少ない対象施設となることに伴い減額となるものでございます。2つ飛びまして、固定資産台帳整備業務委託料920万円につきましては新規計上でございます。28年度までに台帳整備を行うものでございますが、これにつきましては、予算(案)説明資料を使って説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。予算(案)説明資料の7ページ、一番上でございます。事業内容のところがございますけれども、ファシリティーマネジメントに基づきまして、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うための指針となるものでございます。こういった公共施設の総合管理計画を28年度までに策定をしていることとしておりまして、この台帳整備につきましては、この管理計画を策定をする上で経費の見込みを算出することですとか、あるいは計画に盛り込む方針を精緻化することなどに活用できるというものでございます。加えまして、一番大きな要因につきましては、新しい地方公会計制度が、今後導入されることになっておりまして、この固定資産台帳につきましては、その財務書類として整備が必須であるということでございます。ともに国からは29年度までの作成を要請されているところでございます。具体的な作業でございますが、市が所有をしております土地、建物、道路といったインフラも含めまして、各種台帳ですとか、航空写真、あるいは課税台帳のデータを使いながら把握をいたしまして、資産の種類ごとに分類をし、そしてそれぞれについて評価額等により時価額を算出するというものでございます。恐れ入ります、また予算書に戻っていただきます。86、87ページの続きをお願いいたします。87ページ、下から3番目、土地等賃借料4,100万円余につきましては、職員駐車場、あるいは保育園用地、約94件にかかわる賃借料でございます。

次の事業、基金積立金につきましては3,300万円余でございます。1億円余の減額となっております。次のページをお願いいたします。各種積立金でございますけれども、前年度合併振興基金元金積立金が1億1,200万円余の予算計上ございました。平成17年度から計画的に積み立てをしまして、26年度の積み立てが終了となったものでございます。これによりまして、この基金の積立合計額、これは14億6,200万円余となったものでございます。細節の中に協働のまちづくり基金元金積立金520万円ございますけれども、これにつきましては、総務費の寄附金のうちふるさ寄附金をここに積み立てるものでございます。私からは以上

でございます。

○企画課長 続きまして6目企画費、説明欄の白丸、企画調整事務費で341万円余でございます。これは一番上の公の施設指定管理者選定審査会委員報酬のほか、必要な事務経費を計上するというものでございます。

それから、次の白丸、行政評価推進事業につきましては、外部評価機関としての行政評価委員会委員報酬16万円余、それから無作為抽出市民から御意見をいただきます懇話会委員謝礼12万円などでございます。

それから、その次の広域行政推進事業につきましては、おめくりいただきまして一番上の松本広域連合負担金は、1,049万円余でございます。これは、規約に基づきまして議会費、総務費分として負担するものでございます。

次の白丸、知の拠点推進事業、これにつきましては、新たに設置されました信州大学地域戦略センターに職員を派遣をいたしまして、シティプロモーション、あるいは移住定住をテーマにした共同研究を中心にしまして、課題を把握、分析して解決できる、そういう人材を育成するというものでございます。

次の白丸、シティプロモーション事業、これにつきましては、塩尻の魅力を内外に効果的に追求するというところで、選ばれる地域を目指すというものでございます。この内容につきましては、シティプロモーション推進プランを策定いたしまして、連携、実行していく推進会議、その委員報酬で17万5,000円。それから2つ飛びまして、ふるさと寄附金に係る寄附謝礼品130万円余。それから下から2つ目の黒ポツ、シティプロモーション推進プラン策定委託料として462万円などを計上するものでございます。

それから次の白丸、移住定住促進事業984万円余でございますが、これはシティプロモーションの先導的な取り組みといたしまして、具体的に展開するというものでございまして、地域おこし協力隊2人分、9カ月分の報酬298万円余。それから真ん中辺には、募集経費といたしまして募集コーディネート委託料64万円余。それから2つ目の黒ポツです。地域おこし協力隊活動補助金254万円でございます。これにつきましては、居住用の家賃、あるいは空き家改修費等を補助するものでございまして、これら地域おこし協力隊にかかります経費、これにつきましては、全て特別交付税で措置されるものでございます。このほか、首都圏での移住セミナーですとか、塩尻市を売り込むためのPRパンフレット、空き家等の住宅情報サイトの構築などの関連経費を計上している事業でございます。

続きまして、プロスポーツ支援事業といたしまして、おめくりいただきまして2つ目の黒ポツ、シャトルバス運行補助金200万円でございます。これは、松本山雅のJ1昇格に伴いまして、JR中央東線、西線利用の集中が見込まれます8試合で、塩尻駅発着のシャトルバスを運行をいたしまして、その経費の2分の1を補助するというものでございます。それから次の株式会社松本山雅出資金500万円、これにつきましては、J1で全国に情報発信されることによりまして、観光振興、地域経済の活性化への貢献が大きく見込まれるということで増資をするものでございます。企画費につきましては、以上でございます。

○情報推進課長 続きまして、7目情報開発費でございます。予算説明資料は11ページでございます。前年度対比で2,084万円余でございますが、主な内容については、社会保障・税番号制度にかかわるものや新規事業でオープンデータ活用事業ということと、あとグループウェアシステムのリースが6カ月から12カ月ふえるという内容が主な内容でございます。また財源内訳で国から補助がございまして、これにつきましては、社会保障・税番号制度にかかわるものでございます。

それでは、93ページの説明欄から説明させていただきます。住民情報等電算システム管理事業、システム保守委託料につきましては、社会保障・税番号制度にかかわりますシステムの改修費でございます。次の電算機器使用料もこれにかかわる使用料がございます。黒ポツ4番目、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金につきましては、これも社会保障・税番号制度にかかわる中間サーバの負担金でございます。

次の白丸、行政情報等ネットワークシステム整備事業の3番目の黒ポツ、電算機器使用料につきましては、SBCシステムの使用料や文書サーバの使用料、スパムメール対策等の使用料でございます。

次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。一部予算の組みかえをしてございますが、5番目の黒ポツの電話料につきましては、インターネットの上流回線の回線料で、増強分含めまして610万円余を計上してあります。次、7番目の黒ポツ、指定管理料につきましては、情報プラザ運営や市内ネットワーク、拠点施設のネットワーク機器の管理等の委託料でございます。

次の情報処理事務諸経費でございますが、消耗品費が増になっておりますが、パソコンで使用していますソフトのライセンス料不足分のものを購入するように計上してございます。

次のページへ移っていただきまして95ページです。分散型無線ネットワーク事業から印刷管理システム運用事業につきましては、保守の委託料やシステムの使用料等でございます。

最後のオープンデータ活用事業でございますが、新規事業でございます。市が保有しておりますオープンデータを活用しまして、市民団体や企業との意見交換を行って、市民サービスが向上するためにデータに付加価値をつけまして、アプリケーションの開発をしていくための委託料で計上してございます。以上でございます。

○企画課長 続きまして、8目地域づくり振興費でございます。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費、これにつきましては、地域づくり系の事務局にかかわる経費でございます。

次の白丸、行政連絡諸経費につきましては、市内66区の区長さんを行政連絡長に委嘱をいたしまして、市と区の間での連絡調整を図っていただく活動費でございます。最初の黒ポツが、これは行政連絡長66人分の報酬2,948万円余でございます。それから、下から2つ目の黒ポツ、行政連絡委託料1,736万円余につきましては、行政連絡活動、それから広報等の文書配布に係る委託料でございます。

それからおめくりをいただきまして、白丸、コミュニティ活動支援事業の1つ目、ふれあいのまちづくり事業補助金240万円余につきましては、これは各区等が行います地域の活性化を図る事業7件に対する補助金でございます。次の集会所改修事業補助金268万円につきましては、南内田区の山の神集会所を初め4カ所の集会所の改修事業に対しまして、事業費の2分の1を補助するというものでございます。

それから、次の白丸、防犯灯管理事業につきましては、防犯灯設置改修補助金としまして、要望のありました167基分294万円、また指定防犯灯電気料補助金、652基分319万円余を計上するものでございます。

それから、次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業の一番下の黒ポツ、地域活性化支援事業交付金200万円、これにつきましては、緊急的な課題を解決していくために地域が主体的に取り組む事業に対しまして、柔軟、かつ円滑な対応が図れるように各地区20万円を上限として交付金を交付するというものでございます。

次、9目支所費でございます。この片丘支所管理運営費から支所ごと計上してございます。通常の各支所の維持管理、支所業務の運営に係る経費でございますので、主なもののみ申し上げます。まずこのページの片丘支所管理運営費の一番下の黒ポツで、備品購入費として17万1,000円計上してございます。これは昨年度に引

き続きまして、調理室のFF式温風暖房機1台を老朽化に伴い取りかえるというものでございます。それから、おめくりいただきますと、白丸で宗賀支所管理運営費がございまして、その中ほどの黒ポツになります。営繕修繕料44万4,000円とあります。これは外階段の塗装と軒天の破損修理を行うというものでございます。それから少しページをお進みいただきまして、105ページの白丸です。檜川支所管理運営費がございまして、さらにおめくりいただきまして、次のページの続きの下から2つ目の黒ポツ、備品購入費として15万7,000円でございます。これは、除雪用の排土板の購入費でございます。支所費につきましては、以上でございます。

○市民課長 それでは、その下の10目生活支援対策費をお願いいたします。説明欄1つ目の白丸の嘱託員報酬につきましては、消費生活専門相談員、シチズンサポーターの報酬などがございます。なお、消費生活相談の経費につきましては、相談員の報酬と相談に係る事務費分につきましては、10分の10県の補助金が受けられるということでございまして、歳入予算では43ページのほうに、そちらの予算が載っております。

2つ目の白丸の消費・生活支援対策事業の主なものにつきましては、1つ目の黒ポツの法律・特設合同相談員謝礼112万円余で、これは定例の法律相談などの弁護士の謝礼となっております。私からは以上です。

○人事課長 続きまして、108、109ページの11目職員厚生費でございますが、最初の白丸、嘱託医報酬につきましては労働安全衛生法に基づきまして、雇用者が50人以上の職場につきまして産業医の設置義務が課せられているものであります。月3万円の報酬で、職員安全衛生委員会での御指導や循環器系健診などをお願いしております。

次の白丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、4つ目の黒ポツ、健康診断料につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、職員の健康管理の面からの診断が義務づけられておりまして、じん肺健診、特定健診事業主負担分などをここに計上してあります。前年度まであわせてここに計上しておりました集団ヘルススクリーニング、循環器系健診ほか、エックス線や胃検診、大腸検診など、各種検診につきましては、2つ下に項を新設しまして、職員健康診断等委託料として計上させていただいております。その間にありますメンタルヘルスカウンセリング委託料ですが、産業カウンセラーによる面談を毎回5人の定員で月2回ずつ開催し、さまざまな理由により心のバランスを崩す職員、あるいは新規職員や異動のあった職員などを予防の見地から受診していただき、心の健康の保持、増進を図っております。

次の12目の職員研修費ですが、職員研修諸経費の2つ目の黒ポツ、特別旅費につきましては、国の内閣府と長野県への派遣、それと一般研修参加者への旅費で、派遣研修が前年度より国と県で2件少なくなっていることから230万円余の減額となっております。2つ飛びまして、研修委託料につきましては、各種研修コンサルタントに講師をお願いする委託料等がございますし、その下の諸研修会参加負担金につきましては、各課で職員が専門的な知識やスキルを身につけるため、市町村アカデミーや日本経営協会等へ派遣する参加料でございます。以上です。

○消防防災課長 続きまして、13目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。109ページの説明欄、防災防犯諸経費752万9,000円のうち上から6つ目の黒ポツ、消耗品費73万8,000円につきましては、事務用品及び市民総合防災訓練で使用します啓発用非常食500食分と炊き出しよう無洗米などがございます。なお、来年度の市民総合防災訓練は、8月30日日曜日、片丘地区で開催をする予定でございます。その3つ下の黒ポツ、被服費85万4,000円につきましては、災害時に対策本部付となります。職

員が着用する活動服50着分でございます。その3つ下の黒ボツ、被災者支援システムサーバ等使用料129万6,000円につきましては、大規模災害時に被災者、避難所、緊急物資等の情報を一元管理するためのシステムのサーバ等使用料でございます。ページ変わりました、111ページをごらんください。一番上の黒ボツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円につきましては、防犯協会として実施する各種啓発、防犯対策等の活動のための本市負担金でございます。2つ下の黒ボツ、訓練交付金48万円につきましては、地区または区が実施する防災訓練に係る経費の2分の1、上限2万円を交付するものでございます。その下の黒ボツ、資機材等補助金100万円につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となります資機材の購入に対する補助で、1組織10万円を限度に交付するものでございます。

その下の白丸、防災施設・設備等整備事業1億7,450万6,000円のうち上から6つ目の黒ボツ、監理委託料263万6,000円と、飛びますが下から5つ目のデジタル移動系防災行政無線整備工事1億4,314万5,000円につきましては、本年度と来年度の2カ年で進めております移動系のデジタル防災行政無線の整備に係るものでございます。なお、本年度はこれまでに基地局設置に向けた各種調査、無線局開局のための申請、無線機器の設計・制作等を進めておまして、今月末に国の予備免許が交付される予定となっております。今後は平成28年4月の運用開始に向けまして基地局の設置工事、半固定型及び車載型の無線機の設置、本免許の取得などを進める予定としております。戻りまして、説明欄中程の黒ボツ、檜川地区防災行政無線保守管理委託料248万9,000円と、1つ飛びまして防災行政無線保守点検管理委託料684万8,000円でございますが、これは檜川地区及び合併前の塩尻地域の同報系防災行政無線に係る保守点検の委託料でございます。下から4つ目の黒ボツ、気象観測装置設置工事864万円につきましては、ゲリラ豪雨などの局地的な災害に対応するために、現在雨量を観測しております8カ所に加え、上小曾部、勝弦、奈良井の3カ所に雨量計を設置し、降雨状況を把握するものでございます。最後の黒ボツ、戸別受信機設置費補助金276万8,000円につきましては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの放送が聞こえない世帯等が、屋内に受信機を設置する際の補助金であります。以上です。

○**監査委員事務局長** それでは少し飛んで、114、115ページをお開きいただきたいと思います。115ページ、2つ目の丸印になりますが、15目公平委員会費の公平委員会運営事務諸経費につきましては、予算額が57万2,000円で、前年度当初予算に比べまして5万6,000円、10.9%の増となっております。このうち主なものは、公平委員会委員報酬の21万9,000円です。これは会議や研修会に出席いただいた際に、3人の委員に対しまして日額9,500円の報酬を支払うものでございます。このほかには、費用弁償の15万3,000円、普通旅費の6万7,000円、会議出席負担金の5万3,000円、全国公平委員会連合会負担金の3万1,000円などとなっております。以上です。

○**税務課長** 続いて116、117ページをお願いします。2項徴税费2目賦課徴収費ですが、最初の白丸賦課事務諸経費は、課税にかかわる経常的な事務経費でございます。主なものは下から9行目、パンチオペレート業務委託料467万6,000円は、各税目の課税におきまして紙ベースで提出を受けた申告書等の情報を電算入力するための委託料でございます。その下、eLTAx関連業務委託料389万2,000円は、インターネットを利用して行われる地方税の手続きに関して、報告者、または申請者からのデータを受け取り、該当自治体へ受け渡しを行う業務の委託料でございます。その下、納付書作成等業務委託料901万8,000円は、市県民

税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の納税通知書の印刷、印字、裁断、封入、封緘の委託をする委託料でございます。続きまして、2つ下の税システム使用料3,152万2,000円は、基幹電算でございますシステムのうち税務課で負担すべき部分の金額でございます。3つ下の市県民税申告課税業務支援システム使用料358万3,000円は、確定申告時におけます所得税並びに市県民税の申告書の作成の支援システム及び課税データを蓄積するシステムの使用料でございます。次に119ページをお願いいたします。上から6つ目になりますけれど、市税還付金3,200万円がございますが、これは法人市民税を中心といたしました市税の還付に充てるものでございます。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料1,773万9,000円は、土地、家屋の経年移動データの更新、また公図の経年移動データの更新等の委託料でございます。その下、標準宅地不動産鑑定委託料337万9,000円は、ことしの7月1日現在の不動産の簡易鑑定を委託する委託料でございます。私からは以上です。

○**収納課長** その下の白丸、徴収事務諸経費をお願いいたします。主なものでございますが、下から9番目の黒ボツ、社会保障・税番号制度システム改修委託料315万円余は、制度の導入に向けた滞納管理システムの改修委託料でございます。2つ下の黒ボツ、滞納管理システム使用料810万円余、その下、収納管理システム使用料272万円余は、電算システム使用料でございます。3つ下の黒ボツ、地方税滞納整理機構負担金454万円余でございますが、負担金の内訳といたしまして、基本負担金、均等割が5万円、徴収実績割が25年度の徴収実績額の10%で189万円余、処理件数割が1件当たり10万4,000円の25件で260万円、合わせて454万円余となっております。私からは以上です。

○**市民課長** それでは、次のページをお願いいたします。2款3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。説明欄の3つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費でございますが、これの主なものにつきましては、真ん中辺、8番目になりますけれど、黒ボツで戸籍システム保守委託料337万円などのシステムにかかわる委託料と、少し下へ行きますと戸籍システム使用料920万円余がありますけれども、システムの使用料などが主なものになっております。一番下の黒ボツ、個人番号カード交付事業交付金2,345万円余につきましては、社会保障・税番号制度に基づきまして、本年の10月から個人番号通知がありまして、年が明けまして28年1月から個人番号カードが交付されるという予定になっておりますけれども、これらの通知、またカードの発行業務等につきまして、地方公共団体情報システム機構という団体に、全国の市町村で委任をするということになっております。それらの経費ということになっております。この経費につきましては、全額が国庫補助金として国のほうから交付される予定でございます。その歳入については35ページに予算が計上してございます。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 同じページの選挙費になりますけれども、1目選挙管理委員会費ということで3,112万円。これにつきましては、選挙管理委員会の通常の事務費となります。めくっていただきまして、説明欄の上から5つ目になりますけれども、選挙システム使用料につきまして、これにつきましては、選挙人名簿の管理システムや期日前投票の管理システム等の機器の一式の使用料であります。

次に3目県議会議員選挙費になります。4月29日任期満了になります選挙の執行経費ということで1,827万7,000円になりますが、この経費につきましては、県から委託金として交付がなされるもので、26、27年度ということで予算計上させていただいております。主なものですけれども、123ページの説明欄の中

程下になりますけれども、白丸の投票管理者等報酬253万2,000円につきましては、市内40カ所の投票所及び4カ所に設置します期日前投票所の投票管理者及び立会人、また開票所における選挙立会人等の報酬であります。

そのページが一番下の黒ボツになりますけれども、ポスター掲示場設置委託料68万8,000円となっておりますけれども、これは本年度中に設置しますポスター掲示場の撤去費用になります。

次に124、125ページをお開きください。4目の市議会議員選挙費になります。これも4月29日任期満了となります市議会議員選挙の執行経費4,189万8,000円であります。説明欄の3つ目の白丸になりますけれども、選挙事務諸経費ですが、主なものとしましては一番下から8つ目の黒ボツになりますけれども、ポスター掲示場設置委託料859万7,000円につきましては、市内277カ所に公営ポスター場を設置するものであります。次に126、127ページをお願いいたします。一番上の黒ボツになりますけれども、選挙運動公営費負担金1,304万5,000円でありますけれども、これにつきましては、選挙運動用のはがき、または選挙運動の必要にかかわります自動車、その燃料、またその運転手、それから選挙運動用のポスター、その制作費用を公費で負担するものを計上してあります。

その下5目財産区議会議員選挙費につきましては、8月19日任期満了に伴う、宗賀財産区及び北小野財産区議会の議員選挙の執行経費になります。以上です。

○企画課長 続きまして、5項1目統計調査総務費でございます。説明欄の一番下の白丸、統計調査諸経費につきましては、おめくりをいただきまして、続きの下から2つ目、印刷製本費28万4,000円、これにつきましては統計しおじりの印刷代でございます。

次、2目基幹統計調査費46万3,000円。これにつきましては、毎年実施されます学校基本調査等に係る経費を計上するというものでございます。

次の3目国勢調査費2,539万円でございます。これは10月1日現在で実施をするものでございまして、447調査区、指導員が45人、調査員が315人を予定しまして、報酬等を計上しているものでございます。統計費、調査費は以上でございます。

○監査委員事務局長 それでは、130、131ページをお開きいただきたいと思います。131ページの1つ目の丸印、6項1目監査委員費の監査事務諸経費につきましては、予算額が511万6,000円で、前年度当初に比べまして15万6,000円、3.0%の減となっております。このうち主なものは、監査委員報酬の295万6,000円でございます。これにつきましては識見監査委員2名に対して月額9万6,000円、議会選出監査委員に対しましては月額5万4,300円の報酬を支払うものでございます。次に臨時職員賃金の103万7,000円につきましては、臨時職員1名分の賃金を計上したものでございます。このほか、費用弁償の50万8,000円、工事技術調査業務委託料の21万7,000円、普通旅費の14万円9,000円、消耗品費の10万9,000円などとなっております。以上です。

○企画課長 それでは、大変恐れ入ります、ページずつとお進みいただきまして332、333ページをお願いいたします。13款諸支出金、公営企業費1目土地開発公社費でございます。2億1,000万円、これにつきましては、公共用地の先行取得に伴います土地開発公社の金利負担を軽減するために無利子貸付を行うものでございます。なお、例年はですね、これ単年度の貸付金といたしまして、歳出にこの貸付金、歳入に同額を返済金

収入として計上しておりました。単年度の貸付金としていたわけでございます。しかしながらですね、実質的には年度を超えて不足する資金でございまして、長期の貸付金として処理することが望ましいという国からの助言がございましたので、歳入に返済金の収入を計上をせずに、決算時に長期の貸付金として債権として処理するということとするものでございます。なお、この貸付金の財源につきましては、土地開発基金を活用することとしております。以上でございます。

○委員長 それでは、10分間休憩いたします。2時10分まで休憩です。

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。それでは、今説明を受けました72ページから131、そして諸支出金の332ページの部分、当委員会に付託された部分についての質問がありましたら、委員の皆さんからお願いいたします。

○中原輝明委員 説明が速過ぎてちっともわからない。俺、時間もらわなきゃ、何にも言えないわ。

○委員長 ちょっと速いってような話もありますので、少しこっちのほうも目を追ってくなり、いろいろメモするのが大変なようですので、その辺またお願いします。

○柴田博委員 徴税費の関係になると思うんですが、経費削減の取り組みの中で、予算概要の38ページのところで、収納課の関係で人員配置の見直しにより545万2,000円が削減されたということになってるわけですが、具体的にどんなふうに変更したのか、その辺を説明していただければと思いますが。

○収納課長 嘱託員2名をですね、臨時職員とする職員配置の見直しによるものでございます。内容はですね、訪問勧奨をする職員2名を嘱託から臨時のほうに職員としたものでございます。

○柴田博委員 そうすると仕事の中身は変わらないけど、今まで嘱託だった人が臨時になったということですか。

○収納課長 そのとおりです。ここでやめる方もおります、1名。

○柴田博委員 一般質問の中でも出てましたが、そういう中で例えば臨時職員だといろいろな余計な経費がかからないわけですけど、嘱託だと社会保険料とか関係してくるわけですよね。そういうところを削減するために、同じ仕事なのに嘱託員から臨時職員に変えたという、そういうことですか。

○収納課長 業務内容を見直しまして、もう一度見ますと、今、収納課のほうでは直接徴収等をやっていないもんですから、あくまで訪問して勧奨するというので、夜とかも回らないもんですから臨時職員でも対応できると判断したものでございます。

○柴田博委員 もう1点違うところで、監査委員費のところ、131ページですけど、ここの中には職員の給与というのが入ってないんですが、昨年までの分については1名分入ってたんですが、ことは入ってないんだけど、27年度は正規の職員は置かないということでしょうか。

○人事課長 監査委員事務局だけでなく全体に共通することでございますけれども、この予算書のある程度固まる時期が1月ということで、まだこの時点では人事の作業については終了しておりません。ということで、この時点で一応予想されると言いますか、暫定的につくったものがこの予算書に出てくる人数ですけども、あくまでも確定は3月の内示の段階でございますし、予算につきましても、それで変わった場合には、通常どおり12

月に人勸と合せて補正をさせていただいておりますので、これが今回の人事ではあくまでもないということで御理解いただければありがたいと思います。

○柴田博委員 だけど、去年までは入っていた人件費がことし抜けてるってことは、ことしは置かないということ。これをつくった時点ではそういうことなんじゃないかなと思って、心配して聞いたんだけど、そうじゃないってことです。

○人事課長 必ずしもそうではございません。

○柴田博委員 じゃあ、何で去年から変えたの。今回の場合について言えば、何で去年入ってたものが、この時点では入ってなかったわけですか。その理由を教えてください。

○人事課長 組織の関係もございまして、組織のどういう配置にするか、組織間の職員の配置のこともありますし、実際にここに予算として1人分盛るかどうかっていう部分も含めて、まだこの時点では、人事では作業中だったものですから、今、この時点では入ってないということですけども。

○柴田博委員 だから、この時点でどういうふうな構想があったのか聞かせてくださいって、それだったら。

○委員長 ある程度具体的に言えないかね、具体的に。

○柴田博委員 言ってくれなきゃわかんないじゃない。

○人事課長 新年度ですね、監査委員事務局、現在局長1名分ついておりますけれども、選挙管理委員会の事務局局長と兼ねるという構想でございましたので、ここの監査委員事務局長分は1名落したという状況でございます。

○柴田博委員 なぜ、そういうふうにしようと思っていたのか、その時点では。そこまで教えてください。たしか以前は選管の局長と監査委員のあれは兼ねてたけど、四、五年前から専任になってますね、それぞれね。それをまた、なぜもとに戻そうとするのか、その辺の理由をちょっと説明してください。

○人事課長 以前、一緒にやってたんですけども、数年前から分れました。分れることによりまして、人数が少なくなったということで、それぞれそのときの仕事がやっぱり回らなくなったということがございます。それともう1点は、監査委員事務局にしても選挙管理委員会にしても、ある程度忙しい時期に限られまして、ダブらないという中で一緒にして、人数を多くして忙しい時期には一緒にやったほうがいだろうと、効率的だろうという考えで今回進めております。

○柴田博委員 まあ、いいや。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 今、柴田委員さんのほうですね、質問に関連させて聞かせていただくわけですが、中野さんを配置するという人事のときにね、大分そこら辺が強化する、強化するって、さんざ言いましたよね。それで私も委員会の中でも、前の平間部長にも確認したら、考えますというような答弁をされたんですけども、そういうことが何となくみんな無視されているような気がするんですが、その場その場のような気がするんですが、そこら辺はどうなんですか。

○総務部長 職員の適性配置とですね、業務量に応じたまた配置、また一定の職員数の中でですね、どういった行政事情に対応して、その仕事に対応するかということは常に人事課のほうでですね、業務量を調査把握しております。そんな中で、今、副委員長さんおっしゃられたとおりにですね、確かにこういった行政事務、また行政会計のほうの話ですので、そういった評価、監査というものの業務というのは大変重要なところがございます。

その辺については、当然私どもも承知しとるわけですから、それにも増してですね、ほかの行政事情があれば全体的な見直しの中でどういう配置をするかということは、苦渋の判断をしなければならないということでは、その時々々の需要によってやっぱり変化が出てまいります。今、申しあげましたとおりに監査の重要性は十分私ども承知しておりますし、過去にいろんなことも私どもも経験しておりますので、そういった経験を踏まえての今回の判断であろうかなと。今、人事課長のほうで申しあげましたとおりにですね、1月のこういった予算書の作成時点では、そういった考えで今進んでおりますし、実際のところ内示をもって確定という話になってまいります。実際4月以降、もしですね、その当該の人事のまんま行ってですね、業務上支障があれば、またそのときはそのときで、また見直しがされるだろうということの中で、固定的に考えずに少しフレキシブルに考えていただいてですね、行政事情に対応しなければ、一定の542になら542の全体の枠の中ではですね、なかなか回っていかないのが現状です。職員の皆さんの要望をまたそれぞれとってですね、例えば五百何十人というようなですね、全ての者に対して対応できるかという状況になればですね、これはまた話がいいんですけども、なかなか実際そのときの状況によって、それぞれの部署に配置する職員数というのは、やっぱり限られてしまうものですから、それを先ほど来、こちらのほうで説明します、例えば嘱託さんなら嘱託、例えば臨時職員なら臨時職員、そういった者でですね、補って行政事情を賅っていきたくて、こういった実態がございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

○森川雄三委員 選挙管理委員会のほうでは、今回選挙があるから3人は見てるわね、これ。その場面を今度は監査のほうへ回すってような意味合いだね、今の話は。ちょっとあれじゃないの。監査、そんなに簡単に見ていいかな。やっぱりきちっと監査は監査として、いや、やっぱり監査としてね、俺は置くべきじゃないかと思うがな、職員、しっかりと。ちょいとどういうお考えかわからんけれども。今の話して、それなりには理解はしても、今、私も監査やらせてもらってる中でね、やっぱり事務局というものはしっかりとね、確立をしておいていただきたいなあと思うが、副市長お願いします。

○副市長 全体のお話としてはね、今、総務部長が申しあげたとおりでございます。私ども決して監査の重要性を軽視をしているということではございませんで、全体の職員配置の中でどういう形で仕事をこれから実施をしていっていいのか、また実施をしていくべきかということではですね、人事構成の中で考えていきたいというふうに思っております。先ほど組織の中で選挙管理委員会、選挙管理委員会は御承知のとおりですね、そんなことを言っちゃあいかなんですけども、一応選挙はその時期その時期のことがございますので、それをトータル的に考えていけばですね、これは組織的に兼務なり同一の組織、同一の組織って委員会ですから、そんなわけにいきませんけれども、兼務なりの対応でやれるところはやるべきだと。前に監査の重要性ということで、常勤の監査委員の御提案も申しあげました。考え方としては、監査委員の充実、当然それは事務局含んでですね、それはしっかりとやって、しかも評価まできちんとやっていただくというのが、私の前々からの考え方でございますので、そういうことでいきたいなというふうに思っております。しかしながら、事務局を、そのものをふやしたからといって、決して監査の機能がですね、充実をするという考え方ではございませんので、それは申し添えさせていただきます。

○柴田博委員 今の関連ですけど、四、五年前に兼務だったやつをそれぞれ別々にしたときの理由ってというのは、

何だったんですか。

○**人事課長** 私も四、五年前の経過、直接はタッチしてなかったもんですからあまりよくわかんないんですけども、今現状です、市役所全体の組織、先ほど来御説明してますように全体の組織、あるいはその繁忙期、忙しさ等を緩和する中で、組織を一緒にして忙しい時期には大勢で当たるという形が一番適正ではないかということで、今回の配置をさせていただきました。ちょっと前の経過については、済みません、理解してませんので。

○**柴田博委員** 前回のわかる人が答えてよ。前回いた人がいるでしょう。

○**監査委員事務局長** 4年で言いますか、5年なんですが、私ここへ来て5年になりますけど、5年前は当時荻上監査委員が代表監査委員をなさってまして、その前年ですね、市長選やいろいろあった時期に監査にならなかったというようなあれがありまして、選挙と重なる、心配するのはことしの4月もそうなんですが、重なった時期にもやらなくちゃいけない監査事務はある中で、ちょっと兼務では無理ではないかという荻上代表監査委員の意向がありまして、事務局を分けたような話を前代表監査委員から聞いたことがございます。そんな経過でした。

○**柴田博委員** そうすると、分けたときはそうだったのに、今回またそれを一緒にするということは、そうしなくてもいいというふうな考えになったということですよ。それとなおかつ、決まった定数の中でやりくりをしなきゃいけないというのはよくわかるけど、監査委員事務局から正規職員を配置するよりは、もっとほかに必要などころあるんで、そういうふう考えた。監査委員の事務局の配置というのは、その程度だという、そういう判断ということですよ。

○**総務部長** 今回、今、委員さんおっしゃられるとおりにですね、監査委員の事務局と選挙管理委員会事務局と、また公平委員もそうなんですけれども、そういったところをですね、従来の形に戻したいと、こういった内容でございます。以上です。

○**柴田博委員** 答えになってないけど。ちょっと待って、どうしたい。ま、いいや。いいです。

○**委員長** ほかに。

○**副委員長** 79ページお願いします。庁舎施設管理費のところなんですが、燃料費と電力使用料ということで、ここで、先ほど担当部長さんのほうからですね、これは庁舎改修に伴うエネルギーのトータル的なあれだと。それで特にエアコンにこの庁舎はなったもんで、880万円の電気料が増になったという説明だったかと思いますが、やはり庁舎を改修したりですね、そういうときには当然省エネにしなきゃいけないということをまず考えて、施設や何かは考えておられると思うんですが、これはあれですか、燃料費はこれだけ上がっても別のこういうところでちゃんとカバーしてますよということがあろうかと思うんですが、そこら辺を教えてくださいと思うんですが。

○**安全・施設整備担当部長** 当初、庁舎の改修を行うために全体の庁舎の改修の基本計画をつくっております。それで、その際にですね、冷暖房については、現在の冷温水器の機械でやった場合のほうが、今後この建物25年とう想定をあの当時してるんですが、ライフサイクルコストが安くなるのか、エアコンにしたほうが安くなるのかという、そういう比較をさせていただきました。その中で、大体25年で計算をいたしますとですね、維持管理費または基本的な償却等を考えた場合に、おおむね25年でその機械にかかわる費用が約9億円。これはどちらの機械を使ってもおおむね9億円かかるなという試算をさせていただきます。その中でどちらを採用しようかと

いう段階ですね、実際の施工を考えた場合に、現在の冷温水器の機械を入れかえ、なおかつ寿命のきたファンコイルを全部改修するのに約7カ月かかると。7カ月かかるということは、最低でも冷房がきかない期間がひと夏できるか、ひと冬暖房がきかない期間ができてしまうということで、これはちょっと採用するのは難しいなということで、エアコン方式がライフサイクルコストがとことんであるならば、そちらの手法をとるのが技術的にはそれしかないだろうということで、そんな形で採用させていただきましたということでございます。ただ単年度のエネルギーで考えますと電気使用量自体は上がりますけれども、今後の維持管理費とか、または施設の改修費とかを25年で考えますと、おおむねとことんということでございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○青柳充茂委員 予算書で91ページ、説明資料では9ページかな、シティプロモーション事業というのがありますけれども、このシティプロモーションというのは、多分第五次総合計画でも非常に重要な事業になると思うんですけども、全体としてどのような仕組みっていうか、誰が一番主体性を持って、責任を持って取り組もうとしているのかっていうことを中心にお聞きしたいんですけども、シティプロモーション推進会議っていうのをつくられるみたいですよ。それと委託をして推進プランをつくるというような感じに見えますが、説明書のほうにも書いてあるようにシティプロモーションの戦略を策定するっていう言葉遣いもある。戦略を策定するっていうのは、とても重要な部分だと思いますけれども、それは一体どこで責任を持って、どう取りまとめるのかっていうようなことを含めて、いつ、誰が、どこに、このプランの策定を依頼してやるのか。その前に戦略ができてきているのか。戦略も委託してつくるのか、というようなことをもうちょっとわかりやすく説明していただけるでしょうか。

○企画課長 シティプロモーションにつきましては、御指摘のとおり五次総の中で重点的に取り組んでいくものでございます。主体として、今おっしゃられましたとおりシティプロモーション推進会議をですね、これは策定議論の場、あるいは連携してそのシティプロモーションを実行していく、その団体の構成を想定しております。関係団体も含めて構成メンバーになっていただく予定でございます。メンバーにはですね、商工会議所ですとか、振興公社とか、街元気カンパニーがございましてけれども、ほか大手の企業ですとか、宅建協会住一むずというところもございまして。あるいは、できれば国の省庁の関係、専門家の先生含めてですね、かかわっていただきましてプランの策定をしていくということでございます。そして実行に移していくということでございます。この中で策定プランの委託でございましてけれども、これにプランをつくる前段でもですね、アンケートを実施したり、転入市民の抽出、どんな意向があったのか含めて、あるいは企業ですね、例えばエプソンのイノベーションセンターのエンジニアの皆さんとかですね、移住の意向ですとか、そういうライフスタイルも含めて調査をいたします。分析をして、その結果、ターゲットをしっかりと決めてですね、目的も明確にし、方向性をしっかりと出して、戦略を練っていく、こういう作業を委託をしていくものでございますし、同時並行しまして、その結果をできるだけ27年度の早い時期にプランを練り上げて、制度設計もしてですね、それを実行に移していくと。これらが全体の27年度のスタートの考え方でございます。

○青柳充茂委員 何となく少し見えてはきましたけれども、企画課が担当事務局になってどういう人に委託するのかも、もしも予定があるなら教えてもらえればと思いますけれども、そういう専門のところに委託をして、何と

言いますか、それをたたき台にして推進会議でもんでいくと、というような感じでいいですか。できるだけ27年度中の早い時期に、特に戦略策定を急いでやって、その戦略に基づいてどういうふうに進めていくかということをやっていくというようなイメージですか。

○企画課長 そのとおりでございます。今、見積書もとったりですね、このプランの策定にかかわっていただき、そういうマーケティング手法をとったりしてですね、分析も進めてデータ提供もしていただき、分析もしていく。その委託先としてですね、SCOPを委託するという予定で今考えております。そういった分析結果をもとにですね、できるだけ早い時期に、例えば、今、予算計上しております、このシティプロモーション事業の先行型としてですね、移住定住促進事業も同時進行で計上して、早速それも動き出します。その中の手法としてですね、今後まだ制度設計をしていかなければいけないような、例えば移住を促すようなサポートプラン、補助金なり、支援策もですね、移住をしてもらうための補助制度、そういった設計もこれから、例えば空き家改修の補助どうするとか、まずそういったことも含めて制度設計をしていくと、こういう流れになりますので、そのように早期にプランを練って実行に移していきたいと、こういうことでございます。

○青柳充茂委員 それだと、何か従来のいろいろなことをやってきたやり方とあまり変わらないような気もちょっとしてね、少し不安な感じもあるんです。もう少し塩尻市役所庁内のプロジェクトチームなどつくるなどしてね、主体性が発揮できるような体制づくりをして部署を横断的に、とにかく塩尻のシティプロモーションが一番重要なんだから、これ庁内上げてやるんだというようなね、そういうのをぜひ体制をつくって、それこそ選択と集中ですよ、ここへ人材も金も入れていくということでやっていただきたいなと、これは要望です。以上です。

○企画課長 ありがとうございます。御指摘のと通りの体制でですね、これはやっていく必要があるというふうと考えております。庁内各分野でですね、これは塩尻市を売り込むときには連携が出てきます。住むところをどうするとかですね、働く、あるいは子育てどうするというようなことで、そういうものをパッケージにしてですね、塩尻市を売り込みに行きます。移住セミナー等、都内で開催したりですね、そういう売り込みをするのは、いろんな分野の庁内の連携体制というのは必要でございますので、今回シティプロモーション係を企画課内に置いて庁内をですね、横断的に取りまとめて進めていくと、そのような体制をとりたいたと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 私のほうから、各支所の臨時職員の賃金が大体今までが130万円くらい盛ってあったのが、今回みんな八十数万円というような金額になっておりますが、この辺はどういう理由でこういうふうになっているかお聞きします。

○企画課長 今回ですね、全支所を対象にしてですね、実際の窓口業務含めて、臨時の体制を業務量含めて検討しました。その中でフルタイムのパートでやってまいりましたけれども、今後時間をですね、9時4時のパートでやっていく、そういう対応もできるということで支所の中の業務を調整してまいりまして、そのような形で金額的には減額計上をしたというものでございます。

○委員長 その辺は何、かなり調査したということですか。

○企画課長 各支所長とですね、ヒアリングを行いまして調整した、そういう経過をしてございます。

○委員長 仕事のほうにはあまり問題ないという理解をしてるということですかね。

○企画課長 時間の調整ですね、対応できると、そういうことでございます。

○委員長 そのほかに。

○柴田博委員 もう1点御願います。111ページのデジタル移動系防災無線の関係ですが、昨年の予算のときの説明のときに、当初7億円だか、8億円だかかかると言っていたやつが、四億幾らになったっていうふうの説明を受けたと思ったんですが、そのときに今年度の予算は四億幾らで、その予算で2年間にわたって工事をするっていう説明を受けた記憶があるんだけど、ことしまた1億4,000万円だかというふうになってるんですが、それは当初のあれには入ってなかったものをやるということなのか、去年の説明はそういうことじゃなかったのか、ちょっとその辺をもう1回説明してください。

○消防防災課長 去年、当初の予算計上の段階の金額で2年間契約をしたところでございまして、後ほどまた補正の関係でも挙げますけど、契約額が確定をしたものですから、金額的に大分安くなっているということで、この金額もですね、当然その2年間の契約の中の残りの1年分の金額の計上になりますので、金額的には当初と比べて低価格というか、安く契約が落ちたということで、2年目の契約もこの金額でということでございます。

○柴田博委員 去年の説明を受けたときに今年度の予算で、4億3,000万円余で全部できるというふうの説明を受けたような記憶があるんだけど、そうじゃなかったでしたっけ。

○消防防災課長 2カ年でということだもんですから、一応その2カ年の契約の中で1年目の分、2年目の分という説明を多分した中で4億円の話はしたかと思うんですけど、当然契約って言いますか、入札で金額が決まってくるもんですから、その中で2年目の金額もこのような金額になっていくというふうなことだと思います。

○柴田博委員 わかりました。もう1点違う話で、説明資料の10ページの防犯灯管理事業のところ、今ある補助金の交付要綱を改正してLED化を促進するということなんですけど、これは例えば今ある、それぞれ防犯灯何百基もあるわけですけど、それをまだ使える状態のものであっても、例えばもう切りかえて電力も安くなるからということでLEDにするようなものも、これからはやっていくということなのか、それとも違うのか、その辺の説明をお願いします。

○企画課長 今ある防犯灯についてはですね、今後改修が必要な場合には、その改修は支援できます。例えばセンサーが壊れたりですね、そういうのはできます。ただ今後の設置、あるいは破損して交換したり、そういうものについては、LEDの防犯灯のみをですね、今後補助対象としてLED化のほうを促進していきたい。器具もですね、一般蛍光灯型とかなり価格差っていうのはなくなってきました。その中で、ある程度防犯灯の補助金の単価もですね、地元負担軽減できるような形で見直しをしまして、LED防犯灯のみを補助対象とすると、そういう見直しをしたいということでございます。

○柴田博委員 それで、ちょっと聞き方が悪かったかもしれないですが、今まだ使える防犯灯だけ、この際LED化したいというようなところについては、そういう補助金も出してくれるということなのか、それは使える間は、今は使ってくださいということなのか、その辺はどうですか。

○企画課長 これについては、当然全額市の補助ではございません。区の御負担もございまして、LEDに切りかえたいということで申し出があったものについては、補助対象としていくということでございます。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 定住促進の事業のところでは本会議でも質問がありましたが、地域おこし協力隊の活動は今後期待されると思いますけれども、隊員報酬9カ月分というのは、7月以降の採用を見込んでという計算でいいのかという点と、あと報酬と活動費に関しては、国から全額補助が来るというふうに聞いていますけれども、その活動費について制限という条件があるのかどうか、その辺お聞きします。

○企画課長 そのとおりでございます、まず募集期間が必要でございます。募集をし、7月からは活動していただきたいということで計上しているものでございます。それから、活動費、活動内容につきましては、今回家賃代とかの補助だとか、空き家を実際に改修を实践して住んでもらうようなことも、今考えておりますし、そういう関連経費としてある程度広くですね、経費については見込まれておまして、1単位、1人当たりですね、活動経費として200万円は特別交付税措置されるということでございます。

○山口恵子委員 その活動費の200万円の管理は市側でやるのか、隊員さんのほうで全部自由に使えるのか、その辺はどうお考えですか。

○企画課長 こちらについては、今回補助金として計上しているものもでございます。隊員がですね、例えば空き家の改修でしたらする。それに対する補助、これ対象になりますし、その経費によって隊員が直接やってくものと、市が実施をする経費についても対象になるということで、活動内容によって隊員の直接やるものと、市が直接実施するものと分れてくると、こういうことではございますが、広く経費については対象となるということになっております。

○青柳充茂委員 予算書121ページになりますけれども、個人番号カード交付事業交付金とあってありますよね。こういうのを見ると住基カードのような、思い出すんですが、あれは今どうなってるのかっていうことをちょっともしわかったら教えてほしいのと、それに対する評価とかね。今度は住基カードのレベルじゃない話で、マイナンバー制みたいなものが進んで行くためのだと思んですけど、国庫支出金でやるから財源的には、それはそういうことなんでしょうけど、今度は大丈夫なのかなっていうようなちょっと気もあるんで、そこら辺をどういうふうに専門家は見てらっしゃるか、ちょっと教えてください。

○市民課長 専門家ではないんですけども、担当課長としてお答えしますけれども、住基カードについては、現在塩尻市内では約2,000枚発行されております。ただ、その利用と言いますと、ほとんどの方が税の申告のe-Taxに使っているというふうに承知をしております。現在の住基カードについては、それ以外に何か利用方法があるかっていうと、あまりないもんですから普及しなかったというようなことで評価をされております。今回のマイナンバーにつきましては、社会保障・税について広くマイナンバーを使うということで、個人番号は住民記録のある方は全員に通知をされますので、その番号を使って今後は手続をしていただくということになります。じゃあそこで、マイナンバーカードまでつくるかということになりますので、これにつきましては、そのカードにどういう利用の付加価値をつけていくかっていうのが、今後の課題になっておまして、今までの議論の中では個人番号カードをですね、印鑑登録証みたいに使うとか、将来的には健康保険証もマイナンバーカードの中に組み込むというような国の構想もあるようですので、すぐに普及が拡大するっていうことはないかもしれませんが、将来的には国民の皆さんが、それぞれ1枚ずつカードを持つという状況になるかと考えております。以上です。

○山口恵子委員 違う件ですけども、今回新しくオープンデータの活用事業が含まれておまして、その件につ

いてお聞きしたいと思います。市では広報とかホームページなどで情報を提供していますが、若い方とか、特に青年層は広報とか全然なじみがなくて、今度こういった制度ができたんですよって、こういう新しい仕組みができたのでってお話しても、そういう情報をどこで得たらいいのか、何を見たらそういう情報がわかるのかっていうことを結構若い方に言われるんですね。それで、国でもオープンデータの推進をしまして、とても有効でいいことだと思っておりますけれども、どんな分野でその活用を考えていらっしゃるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○情報推進課長 予算要求のときにも話をうちのほうでした中に、子育て支援の立場の課題の中で、子育てに関する情報をスマートフォンのポータルサイトへの表示とか、あと健康の健診の情報を表示して電子申請で受け付けするような、そういうようなアプリケーションが必要じゃないかというようなことで、一番念頭に置いている内容は1つにはそういうものもあります。あとほかにも課題とかある中で、市民というか、市民目線というか、そういうようなことで市民団体とか、企業の方とかの意見交換をいただきまして、新しいアプリケーションの開発等をしていく、そういう場を設けていきたいという委託業になります。以上です。

○山口恵子委員 子育て情報とか、健診、健康情報などをやっていきたいということで、そうすると市民団体とか企業の御意見を聞くというところの分野も、子育てネットワークの方たちとか、いろんな方たちの御意見もお聞きするのかなと思うんですけど、ここに書いてある具体的な市民団体とか、企業などはどのようにお考えか、もし決まっていればお聞きしたいと思います。

○情報推進課長 まだ具体的にそこまであれですが、26年度に一応オープンデータの活用に関係につきまして、情報推進委員会の下にオープンデータの活用というような形の専門部会を設けてますが、その中に外部団体からの意見、有識者の方の意見とかも入るような形での会議を何回かはやっています。ちょっとまだ具体的にはやっております。

○委員長 ほかにございますか。ここまでよろしいでしょうか。

○中原輝明委員 79ページの庁舎施設管理費ってのが、7,488万6,000円ってあるが、総トータルで。それで、前年の当初予算は7,179万6,000円だ。この差は、ふえてくるってことは、どういうことかい。どこがふえたの、これ。俺の言いたいのは、大改修して、そのまんま維持管理費が同じだってことはおかしいような気がするだよ。それは何がいいか、いけないか。そんなばかなことはないぞ。自分の家だったってそういうことだ。その内容だけ教えてよ。

○安全・施設整備担当部長 先ほど副委員長さんからもちょっと御質問いただいたんですが、一番ふえた原因は電気使用料でございます。それで、減った部分については灯油代等で燃料費ということで、燃料代が440万円ほど減っておりますけれども、逆に電気使用料で前年度比べて1,300万円ほどふえております。それで、単年度、単年度の燃料費ということでは、電気料がエアコンにかえたということでふえてきておりますけれども、先ほど御説明したように25年間のライフサイクルのコストで維持管理費、それからその修繕費、または機種の更新費とか、そういうものを25年で計算をさせていただきますと、おおむねエアコンの場合と、今の冷温水器でやっている冷暖房とで、おおむね9億円かかります。両方とも大体同じ金額かかります。それで、どちらの方法がいいのかなということで、基本設計の中で検討した中で、今の冷温水器を改修する場合についてはファンコイルを全部、もう対応年数過ぎておりますので改修しなければならない。それには約7カ月の工事期間がかかる。

これはいながら工法でやるものですから、平日できないということの中で7カ月かかる。そうしますと、実際の工程の中では、夏場の冷房期間は1シーズン使えなくなる。または冬の期間1シーズン使えなくなるということになるんで、それはちょっと難しいなということで、それじゃ、工法としてはエアコンにかえざるを得ないだろうと。それで、その中で全体のライフスタイルコストを考えた段階では、約9億円で同額になってくるので、このシステムを使わせていただいて、その結果、単年度、その燃料費だけで見ますと、差額でいきますと約880万円ほどの増額になってしまったということをごさいますと、この辺については、機種を選考の段階ですね、こんな形をやむを得ないということで想定しております。ただし、どちらにしてもその中でできるだけ電源を節減していかなきゃいけないということの中で、デマンドシステムという基本料金を抑えるために電源を平準化するという、そういうシステムがありますんで、それを改修をしまして、基本、電力料をできる限り抑えて、使用料のピーク時を抑える。それによってですね、基本料金、1回でも基本料金がピーク時をぐっと伸びますと、その基本電力料が1年中かかりますので、ですから、それを避けてあげることによって、非常に電気料を節減することができる。そういうようなシステムを入れました。ですから、ピークが規定よりも超えようとしたときには自然とその機械が働いて、優先順位の低いところから電源を落していく。エアコンを落していく。こういうシステムを入れてその管理を徹底していこうということで、今考えておりますので、この金額、さらに当初予算を盛らしていただいているよりも少ない電力使用料で1年間管理をしていこうということで、目標を立てて進めていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○中原輝明委員 説明はわかったような、わからないようなもんだけどさ。俺の一番言いたいのは、維持管理費ってのがあるじゃん。維持管理費っていう段が、どこだ。庁舎管理業務委託料というのがあるけどもさ、この数字っていうのは大改修をして、ことしから新しいだよ、全部改修したで。そのまんまこれだけの数字が、例年よりまだ多くなってるってことがおかしくないかということ言ってる。皆さんの説明は、それは役所の役所言葉で俺たちに納得させようと思ってる。俺が新しく家を建てて中改造して、後でつくった同じ金額でなんとかって到底考えられない。俺の言いたいのは、業務委託をした業者だぞ、どういう業者にしてあるか知らんが、それと交渉すれば、これは安くなるはずじゃない。そして1年や2年はそんなにかからないと思うだよ、この数字では。その交渉をしてあるかないか。ただ業務委託すりゃあ、例年にすりゃあいいってもんじゃないと思うだ。今の説明はよくわかってるがさ。なぜこの数字が、昨年度よりも維持管理費が多くなってはということだいてことを聞きたいだ。これはね、はっきり言うとは皆さんはもうちょっと、俺が勉強不足かどうか知らんが、一般の人が考えた場合には、同じ数字じゃ胸に落ちないな。全部改修してさ、全て新しい機械、また同じ何百万円もかかるなんてことはないじゃないか。例え100万円でも低くなってもいいはずじゃない。来年になって同じもとへ戻してもいいが、1年くらいは。それぐらいの考えは起きない。俺が言ってるのは間違ってるかどうか知らんがさ。それはあれだぞ、こんなことやってたじゃ、大改修なんかやった価値はなし。今までと同じなら、同じのやってたって全然関係ないじゃん。大改修をしたから、ある程度はコストが若干は1年くらい安くなるなんていうのは、素人の考えだ。皆さんの考えは、ちょっと高いでいけなかもしんないがさ。その辺をよくお互いに熟知しながら、何でも委託料って言って委託すりゃあいいってもんじゃないだ。委託するときは内容を精査して、こっちのほうでも計算して、これだけにしなきゃだめだって、それぐらいのことを言って交渉しなきゃ。役所ってのが一番いけないのは、例年やっててそれに押さえつけとけて、予算を。そういうもんじゃないとない

と思うだよ。逆言うとな、あれだよ。本会議場でも類がないとかさ、市長には、何をしたら、そういう例はないとか。そうじゃなくて、役所を改革する、前進させるには新しい考えでやらなきゃ。他市になくも、塩尻が見本示しやいいだ。それはあれだよ、副市長、しっかりしなきゃ、副市長がそこらで押えてりゃしない。俺が言いたいのは、改革するってことは、若い衆の意見も聞かなきゃいけない。それで、トップの皆さんは、みんなあれじゃない。下から上がった意見もある程度こんなん置け、置けてふうなもんじゃない。いい意見があったらやりやいいじゃん。やってみて間違ってるや、直しやいいじゃん。そのぐらいな、理事者は持っていると思う、考え。そうじゃないと、全然新しい立派な塩尻市役所にならん。終りだで俺言ってるがさ、そういうことだ。気をつけてやってくれや、本当に。いらんいわ、説明しなくて。いい、わかった。気をつけてやってよ。

○委員長 ほかには、よろしいでしょうか。ないということで、次に。交替あるね。休憩とったほうがいいかな。それでは、10分間休憩をします。3時10分。

午後3時02分 休憩

午後3時12分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。ちょっとお手元の資料、後ほど説明があるようでございますので。今度は、歳出第3款民生費の関係で、第1款7目榎川保健福祉センター管理費から4款衛生費、198ページまで当委員会に係る分についての説明を求めます。

○健康づくり課長 では、151ページをお願いいたします。7目榎川保健福祉センター管理費の説明欄、榎川保健福祉センター管理諸経費でございますけれども、施設の通常管理に要する経費でございます。主なものは下から2番目、施設管理委託料でございますが、NPO法人ビレッジならかわに施設の開閉、消防、ボイラー等の管理などを委託をしているものでございます。

○市民課長 それでは、次の8目国民健康保険総務費でございますけれども、こちらは人件費のほか3つ目の白丸になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金4億3,317万円余になります。繰出金については、また国保特別会計予算のところで説明をさせていただきたいと思っております。

次に9目の後期高齢者医療運営費でございますが、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、広域連合に納めます事務費分と医療費分、合わせまして5億7,000万円余でございます。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、事務費分と保険料の軽減相当分を繰り出すもので、1億3,300万円余を計上しております。

次に、ページが少し飛びますけれども、172、173ページをお願いいたします。172、173ページの3款4項1目の国民年金事務費でございますけれども、これは国民年金の事務について、法定受託事務として市で行っている分の人件費と事務諸経費をそれぞれ計上しているものでございます。私からは以上です。

○健康づくり課長 では、174、175ページをお願いいたします。2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費でございますけれども、主なものにつきましては、下から6番目の黒ポツ、総合健康システム使用料でございますが、がん検診等の健康管理業務システムに係る使用料でございます。

次の白丸、保健衛生繰出金でございますけれども、こちらにつきましては、両小野国保診療所及び榎川診療所に繰り出しを行って、地域医療の確保、それから診療所の医療の充実を図るものでございます。まず1つ目の黒

ポツ、両小野国保病院組合繰出金でございますけれども、従来診療所の運営の赤字補填に関する負担に加えまして、来年度につきましては、長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター、今、厚生連と略させていただきますが、厚生連が27年度中に設置をいたします診療所の整備費に対しまして、両小野国保病院組合が支援をし、その経費の一部を塩尻市と辰野町が負担をする、そういったものでございます。この繰出金2,595万円余の内訳でございますけれども、従来の診療所運営に係る負担分が1,095万8,000円、それから診療所の移転新築について組合から厚生連支援に関するもの、それに対する塩尻市の繰り出し分が1,500万円でございます。ここで、先ほどお手元にお配りをいたしました厚生連による両小野国保診療所について、別資料で経過も含めまして御説明をさせていただきます。

両小野診療所（仮称）の整備（案）についてという別資料をごらんください。1として主な経過及び今後の日程がお示しをしております。平成26年5月16日に両小野国保組合病院議会、そして議員全員協議会におきまして、新診療所整備計画と医療機関として公的医療機関であります厚生連富士見高原医療福祉センターが設置をするということ。それから、組合はその整備費用を支援する。そういったことが了承をされました。同日にその旨を本市の総務環境委員会協議会で御説明をし、引き続き両市町の議員全員協議会でも御説明をしたところでございます。その後、6月に地元説明会、10月に組合議会で土地造成工事等の補正予算を組みまして、昨年12月から造成工事にかかっております。今後でございますけれども、今月中に組合議会で来年度予算を審議をしていただき、新診療所新設工事について地元説明会を実施をし、厚生連が工事発注をして本年の秋につきましては、診療所を開設する、そういった予定になっております。診療所が開設をされますと、診療所機能は厚生連の運営に移行をいたします。その後の両小野国保病院組合ですね、その後、地権者等の協議をしたりしながら病院を解体をする。いずれは組合の解散も想定をしているところでございます。診療所整備に関する組合からの厚生連への支援額でございますけれども、27年度中に決定する予定でございますが、組合の基金を充当しつつ、不足分を塩尻市と辰野町で負担をしております。組合による支援に係ります市と町の負担につきましては、できるだけ平準化を図るために、平成27年度から29年度までの3年間にわたって行うということを想定しております。27年度につきましては、先ほど申し上げた1,500万円をその分として塩尻から繰り出すということを予定をしております。

次に2の整備（案）の内容でございますけれども、整備の目的につきましては、ア、イとお示しをいたしました。診療所機能による地域医療、それからリハビリテーションの実現、それからイとして、地域医療を中心とした多様なサービスの提供でございます。これは、議会の本会議の答弁でも申し上げましたところでございますけれども、医療に限らず介護保険サービスも含めまして多様なサービスを提供するということを目的としております。

(2)として整備（案）の内容でございますが、施設名は両小野診療所（仮称）でございます。整備の場所でございますけれどもお示しをした番地でございますが、下の地図と言いますか、略図を見ていただきますと、現在の診療所のやや南側、小野駅のやや南側のほど近いところでございます。あそこにコンビニエンスストアサークルKがございまして、その裏手のほうの敷地を想定しております。そこには、図面にあります診療所と駐車場、その裏手のほうにあいている土地の部分につきましては、今後介護保険施設を想定しております。それからサークルKの下に薬局ございまして、これが院外薬局としてこちらに整備をされる予定でございます。事業者につきましては、厚生連富士見高原医療福祉センター。診療所の用地は組合が確保しており、事業者は無償貸与

ということでございます。それから事業者、先ほど申し上げたとおりでございます。施設の内容につきましては平屋建て、面積は625平米ほどでございます。予定する診療科目でございますけれども、内科、神経内科、整形外科等を想定しております。それから、通所リハビリテーションも予定しております。施設の整備予定の事業費でございますけれども、2億7,000万円を想定しております。

ちょっとめくっていただきまして、施設の内部の配置でございます。下側、南側が玄関入り口になっておりまして、受付、事務室などございまして、診察室、内視鏡室、CTなどがありまして、それからリハビリテーション機能として理学療法室、それから介護保険も含めまして通所リハビリのデイケア室などを配置を予定をしているところでございます。以上が両小野国保診療所の繰出金に関する説明でございます。

次、予算書の事項別明細書175ページに戻っていただきまして、保健衛生繰出金の国民健康保険檜川診療所事業特別会計繰出金につきましては、また特別会計のところでも申し上げます。

次に未熟児養育医療給付事業につきましては、平成25年度から県から委譲されたものでございまして、養育のための入院が必要な児童に対しまして、医療の給付を行うものでございます。

次の白丸、地域医療推進事業でございますけれども、これは、保健衛生事務諸経費に含まれておりましたが、その部分組みかえをしたもので、今回お出しをしたものでございます。地域住民の健康管理、緊急医療体制を医師会等の関係団体や広域圏で整えようとするものでございます。主なものでございますけれども、2番目の黒ポツ、在宅当番医制事業委託料、それからその下の同じく、在宅歯科当番医制事業委託料、当番薬局制事業委託料につきましては、休日、祝日等の緊急医療等の確保を図っているものでございます。それから、下から2番目、病院群輪番制事業負担金でございますけれども、平日の夜間及び土日祝日に入院手術対応が可能な二次救急病院、これ市内にございませんので、9病院に当番制で対応をお願いしている負担金でございます。それから、その下の松本市小児科・内科夜間急病センター負担金でございますが、小児の夜間初期救急体制のために松本市にある夜間救急センター利用に対する負担金でございます。

めくっていただきまして、177ページをお願いいたします。出産・子育て安心ネットワーク事業でございますけれども、松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金につきましては、産科医の不足を3市5村、松本地域医療圏全体でカバーしようとするものでございまして、共通診療ノートを作成をしましたり、研究費用を助成をしたりしながら分娩医療機関の負担を減らして、産科医療体制の確保を図ろうとするものでございます。

次に2目の予防費の1つ目の白丸、予防対策事務諸経費でございますけれども、主なものは7番目の黒ポツの消耗品費でございますが、二種、三種、四種混合、不活化ポリオ、その他多くですね、ワクチンに関する費用でございます。本年度よりも1,000万円ほど増額となっておりますのは、平成26年10月から水痘と高齢者肺炎球菌が定期化となったこと等によるものでございます。それから下から5番目の黒ポツ、個別接種医師委託料でございますけれども、医療機関の医師接種の委託料でございます。

それから、一番下の白丸、感染症予防対策費につきましては、感染症法に基づく予防対策を行うもので、内容としましては、胸部レントゲン検査による結核、肺がん予防のための健診の委託料でございます。

めくっていただきまして、178、179ページをお願いいたします。3目保健対策費の説明欄3つ目の白丸、健康増進事業でございますけれども、健康増進法に基づくがん検診や啓発を通じて市民の健康づくりを推進する事業でございます。下から8番目、保健対策事業委託料でございますけれども、健康づくり事業団、あるいは塩筑

医師会への委託によりまして、胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診等を実施するものでございます。特に大腸がん、子宮頸がん、乳がんは、国の補助事業を活用して実施をいたします。それから、特にですね、市の単独で年度中に31歳になる人には子宮頸がん、それから51歳になる人に対しましては、乳がんの無料クーポン事業を実施をしまして、働く女性の命を守るための受診率の向上を図ることしております。それから下から4つ目のAED使用料でございますけれども、従来に加えまして27年度につきましては新たに3基、ふれあいセンターすがのの郷、支所貸し出し用を増設するものの使用料でございます。

次に一番下の白丸、歯科保健事業でございますが、一番下の歯科健診委託料につきましては、塩筑医師会に委託をして妊婦歯科健診、それから40歳から70歳までの節目の年のさわやか歯科健診、それから在宅で寝たきりの方などの在宅歯科健診を実施するものでございます。この歯科健診に関しましては、本年度から信州大学医学部と連携協定を結んで国保特定健診時に希望者に信州大学による歯科健診を実施をし、歯科保健等と全身の健康状態、生活習慣病の関連について研究を始めたところで、27年度も引き続き実施をしております。

ページめくっていただきまして181ページをお願いいたします。1つ目の白丸、後期高齢者等保健対策事業ですけれども、75歳以上の後期高齢者医療保険制度加入者を対象といたしまして健康診査を実施するもので、下から6番目の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料につきましては、健康づくり事業団、塩筑医師会に委託するもの。今、3,000人くらいの受診を見込んでおります。それから下から2番目の人間ドック等補助金でございますけれども、新規事業で人間ドックの受診をされる方に対しまして、今現在、国保の人間ドックを受けた場合の補助金との同額を支給しようとするものでございます。

次の次の白丸、健康活動支援事業でございますけれども、健康増進事業の一部を組みかえたもので、ヘルスアップ委員会や地区体協などの団体と市民や地域の健康課題を共有いたしまして、共同して市民の健康づくりを支援しようとするものでございます。2つ目の黒ポツ、印刷製本費につきましては、地域福祉推進広場の健康部会の皆さんが作成をしました地区ごとの18コース、そのウォーキングマップを作成し、運動を通じた健康づくりをそういった団体の皆様、地域の皆様と一緒に進めてまいろうというものでございます。

ページめくっていただきまして、183ページをお願いをいたします。4目母子保健指導費の1つ目の白丸、母子保健事業でございますけれども、1つ目の黒ポツ、マタニティサポーター社会保険料、それから3つ目のマタニティサポーター賃金でございますが、若年出産や養育能力が低いと思われる妊産婦に対しまして、妊娠中から出産後までの相談支援体制を強化しようとするものでございまして、助産師、または保健師という、そういった専門職の資格を持つ臨時職員を充てることを想定をしております。2つ下の母子保健事業医師等謝礼と母子保健事業補助員謝礼につきましては、健診に携わる小児科医、歯科医、心理相談員、あるいは補助員で従事する栄養士、助産師等への謝礼でございます。下から4つ目の一般健康診査委託料でございますけれども、妊婦一般健康診査、それから乳児の個別健康診査に係る委託料でございます。私からは以上でございます。

○生活環境課長 続きまして、私から5目環境衛生費から御説明を申し上げます。予算(案)説明資料の12ページからとなりますので、よろしくをお願いいたします。初めに当課におけます平成27年度の予算につきましては、空き家対策事業を追加いたしまして、これまで地球環境保全事業関係を第五次塩尻市総合計画の施策にあわせまして、再生可能エネルギー利用促進事業と省資源・省エネルギー促進事業に区分いたしまして、事業の目的、効果等を明確にできるように予算科目を精査いたしましたので、あらかじめ御承知をお願いしたいと思います。

それでは、184、185ページをお願いいたします。1つ目の丸、花による美しい環境づくり事業でございますが、花壇設置用資材229万円余でございます。花苗を地区花壇及び学校、保育園、支所等の公共の場所等に5万4,000本余りを配布し、花による美しい環境づくりを進めようとするものでございます。

2つ目の丸、「クリーン塩尻」推進事業でございますが、この事業は、「クリーン塩尻」推進連絡会議が主体となりまして、市民、事業者、行政が協働して環境美化等を推進する事業を行っているものでございます。塩尻市独自に定めております「クリーン塩尻」パートナー制度に、今現在、企業、学校、市民団体が38加盟しておりまして、これらの皆さん方のボランティア活動によりまして、地域の清掃活動や、昨年度は特に田川を中心とした蛍の生息域の拡大を目指したアレチウリの駆除作業、あるいは河川護岸の芝桜の植栽などを行ってまいりました。また、主な事業といたしましては、エコ・ウオーク「クリーン塩尻」大作戦が代表的な取り組みになっておるものでございます。一番下の黒ポツにあります「クリーン塩尻」推進連絡会議は、ただいま申し上げました主体となる団体でございまして、市民団体、あるいは市内事業者、高等学校等で構成する連絡会議でございまして、補助金36万円を交付するものでございます。

3番目の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業でございます。主な内容につきましては、8つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料340万円で、不法投棄パトロール、あるいは市民の通報等により発見いたしました廃タイヤ、家電製品、あるいは春秋の一斉清掃、またエコ・ウオーク等によって片づけられたごみの処分費でございます。またその下黒ポツ、不法投棄回収委託料407万円余でございますが、国道、県道、市道のほか、河川、林道の定期パトロールをシルバー人材センター及びNPO法人に委託しているものでございまして、捨てられない環境づくりを維持しているものでございます。

次に4つ目の丸、公衆衛生施設管理等事業でございますが、公衆トイレの管理と公衆浴場の事業者に対する補助金の支出になっております。5つ目の公衆浴場経営安定化等助成事業補助金につきましては、市内唯一となっております公衆浴場事業者に対しまして、年間の入浴者数から導き出しましたランクづけによる経営安定化のための補助金を6万8,000円交付するものでございます。

次に186、187ページをお願いいたします。2つ目の丸、地区衛生推進事業でございますが、最初の黒ポツ、衛生部長謝礼につきましては市内66区の衛生部長に対しまして、均等割2万3,100円、戸数割55円で算定いたしました金額を個人に支払うものでございます。5つ目の黒ポツ、環境衛生活動委託料でございますが、各区の衛生班長、約862人の皆さんが中心となって行っておりますごみの分別、清掃などの環境衛生活動に対しまして、各区の戸数に300円を乗じ、区に委託料を支払っているものでございます。

3つ目の丸、空き家対策事業でございます。これが新しく加わった事業になります。初めの黒ポツ、空き家等適正管理審査会委員報酬でございますが、空き家等の適正管理におきまして市が行う命令等、行政処分を行う際に公平性を担保するために、第三者の意見を聞くこととしております。その審査会の委員の報酬でございまして、5人分を計上しているものでございます。その4つ下、樹木管理委託料50万円余でございますが、これにつきましては、腐った大木、あるいは強風等により倒木の恐れがあるなど、周辺住民に危険の恐れがある場合で、緊急的に何だかの措置をしなければいけないということがあった場合に原則所有者の同意を得て、一旦は市が専門業者等に委託し危険を回避するための費用を支出いたしまして、後日所有者に費用の請求をするという形のものでございます。次の黒ポツ、空き家調査等委託料でございます。38万円でございますが、建物の倒壊、あるいは

破損等によりまして、周辺住民に危険の恐れがある空き家について行政指導を行うに当たり、建築士等の専門的な知識による危険度の判定が必要というふうに考えておりまして、その経費を計上させていただいたものでございます。その下の黒ポツ、緊急安全措置材料費30万円でございますが、空き家等の建築材が飛散、あるいは崩落等によりまして、通行人、あるいは近隣の住民に影響を及ぼす危険性が高いという場合に、市が必要な最小限の範囲で危険を回避する措置を、これも所有者の同意を得まして、講じようとするものでございます。具体的には近隣住民に危険を知らせる看板の設置、あるいはバリケードの設置、また養生シートなどによる危険箇所の覆い、飛散防止ネット、あるいは倒木しそうな樹木の支えをするなどの材料費というふうに考えております。ちなみにこの費用につきましても、最終的には所有者に請求し、徴収していくものでございます。

それでは、188、189ページをお開きください。以下、自然環境保全事業ほかを担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○環境推進担当課長 一番上の白丸、自然環境保全事業129万3,000円につきましては、貴重な自然環境を守るために自然環境に関する学習会の提供や自然保護活動を支援する事業でございまして、3つ目のポツ、自然保護・調査パトロール委託料40万円につきましては、市内の動植物、外来種の現状確認調査に係るパトロールや、それから高ボッチ高原の管理棟の管理委託に係るものでございます。その2つ下になりますが、里山保全整備事業補助金70万円につきましては、自然環境を保護し、育成するために保全地域として指定をしまして、市民団体が主体的に行う整備事業を支援するものでございまして、これまで市内6カ所の指定をしておりますが、今回改めて奈良井地域の里山を1地域を指定する予定でございます。

次にその下の白丸、環境教育推進事業398万円につきましては、地球温暖化やエネルギー、ごみ処理問題など環境に関する情報提供、それから出前講座、環境イベント等を開催し、環境意識や興味、関心を高めてもらうものでございます。5つ下のポツ、印刷製本費52万1,000円につきましては、市の広報に折り返す環境ニュース、これは年5回発行しておりますけれども、それと小学生を対象にした環境学習用の教材の印刷に係るものでございます。次に5つ下のしおじりe-L i f e F a i r負担金280万円につきましては、環境・消費生活・健康・食にかかわる4つのテーマを合同で開催する環境イベントでございまして、その負担金でございます。実行委員会によってですね、事業の内容の見直し、それから自主財源の確保など経費の節減に努めまして、昨年度より20万円減額となっております。

次にその下の白丸、環境管理システム推進事業の3つ目のポツ、審査登録・支援業務委託料48万6,000円につきましては、市役所の58施設のISOの取り組みに対する10回目の定期審査に係る委託料でございます。

次に1つ飛ばして白丸、高ボッチ高原自然環境保護事業につきましては、前年度より149万円減ということで、主なものは整備事業の終了したものでございます。この事業は、昨年まで高ボッチ高原・よみがえれ大作戦ということで名前が変更になっております。5つ目のポツ、植生復元試験業務委託料226万8,000円につきましては、高ボッチ高原の草地環境を維持するために25年度から27年度まで3年間のモニタリング調査を行っておりますけれども、復元試験業務とその結果を踏まえてですね、高ボッチ高原の自然環境の未来に向けて、どのような保護、または保全していけばいいのか、具体的な手法を示すガイドラインを作成するものでございます。

次に予算書190、191ページをごらんいただきたいと思います。上から4つ目、中程になりますけれども、再生可能エネルギー利用促進事業とその下の白丸、省資源・省エネルギー促進事業、これまで事業名を地球環境保全事業としておりましたけれども、27年度から再生可能エネルギーに係るものと、それから省エネルギーに係るものに、それぞれ事業を分けさせていただいております。予算額で2事業分を合わせまして、前年比762万5,000円の減ということになってございます。

それでは、上の白丸、再生可能エネルギー利用促進事業についてでございますけれども、217万8,000円ということで、これまでの化石燃料依存型社会から地域資源を生かした域内循環社会への転換を目指すために、地域資源の活用や再生可能エネルギーの利用促進などに係るものでございまして、6つ目のポツ、再生可能エネルギー設備導入普及事業補助金150万円につきましては、本年度から開始した薪ストーブの補助に係るものでございまして、これまでの補助限度額を10万円から15万円に増額し、さらなる木質バイオマスの利用促進を図るものでございます。なお、ペレットストーブ、それからペレットボイラーの補助につきましては、地域再生計画に係る該当事業として26年度の補正予算に計上させていただいておりますので、この予算からは除かれております。またですね、これまで補助しておりましたソーラー発電太陽熱システムの補助につきましては、補助金の見直しをする中で、今年度で終了させていただくものでございます。理由としてですね、太陽光設備の価格の値下がり、それから補助に対してのインセンティブの効果が薄れるってなこと、それから限られた財源の中で循環型社会への実現へシフトする必要などを理由にですね、本年で終了させていただくものでございます。

次にその下の白丸、省資源・省エネルギー促進事業138万8,000円につきましては、この事業につきましては、二酸化炭素の排出を抑制した低炭素社会の構築を目指すものでございまして、省資源の生活を一層推進するため、これまでの節電や省エネルギーの取り組みを推進に加えて、限られたエネルギーを賢く利用し、自給自足を目指す省エネ住宅化に向けた省エネ機器の普及の促進を図るものでございます。5つ目のポツ、省エネルギー設備導入普及事業補助金110万円は、本年度から補助金を開始しましたエネルギーの見える化、家庭での省エネの促進を図る省エネナビ、HEMSの導入の補助に加え、家庭内で電力を蓄積し電力のピークカットや、それから災害時などの停電にも活用できる家庭用蓄電池と、それから電気や熱の両方を有効に利用することができる家庭用燃料電池コージェネレーション、通称エネファームとっておりますけれども、この補助を新たに追加するものでございます。補助率はどちらもですね、設備経費の5分の1以内、限度額が10万円とするものでございます。私からは以上でございます。

○生活環境課長 引き続き私から御説明申し上げます。大変申しわけございません。同じページの一番上の白丸、地下水・湧水等水環境調査事業から説明をさせていただきたいと思います。この事業につきましては、地下水等を市民共通の財産と捉えまして、水資源の保全を図るための調査を平成24年から行ってきているものでございます。2つ目の黒ポツ、地下水測定等委託料105万円余でございますが、地下水の水質調査4カ所と深井戸1カ所の水位を年間計測していきたいというものでございます。次の黒ポツ、地下水水位・水質調査負担金でございますが、御承知のとおり議会等でも御答弁させていただいておりますが、松本盆地を1つの水盆と捉えまして、地下水についての検討を行っておりますアルプス地域地下水保全対策協議会というものが設立されております。4市1町6村と長野県でつくっている協議会でございますが、これに対する負担金でございまして、平成27年度におきまして、同協議会で松本盆地全体の地下水の状況を把握するための調査を行うこととしておりまして、調

査費が全体で572万円余でございます。そのうちの5分の4を県の元気づくり支援金で賄いまして、残り5分の1の114万円余を協議会構成市町村で負担するもので、本市は15万円余を負担するものでございます。

続きまして、192、193ページをお願いしたいと思います。上から4つ目の黒ポツ、斎場運營業務委託料でございますが、斎場内の案内業務、火葬業務、それから場内の清掃等維持管理業務等を委託して行っているものでございまして、3人の人件費分等でございます。平成27年度は業務日数が友引、あるいは年始の1月1日、2日を除きますと304日ということで、これを3人で運営していただいているというものでございます。

次の白丸、斎場施設維持整備費でありますけれども、5つ目の黒ポツ、斎場設備改修工事1、410万円につきましては、施設の老朽化に伴います火葬炉の耐火物の全面積みかえ工事を行うものでございまして、本年度、平成26年度でございますが、3炉中1炉実施済みでございます。平成27年度も引き続き1炉行うものでございまして、同時に火葬炉の動力制御盤等の更新もあわせて行うというものでございます。

2つ目の丸、霊園管理諸経費でございますが、東山霊園及び檜川の平沢墓地の維持管理に伴う経費を計上しているものでございます。一番下の黒ポツ、永代使用料還付金につきましては、東山の聖地、区画ですが、を購入した後、何らかの理由によりまして返還される場合において、使用していた期間に応じて永代使用料の一部を還付するものでございまして、来年度は10区画の返還を見込んでいるものでございます。ちなみに、ここ3年でございますが、平成24年が13区画、25年が9区画、26年が12区画返還されているという状況でございます。

3つ目の白丸、霊園整備事業でございますが、2つ目の黒ポツ、合葬墓実施設計委託料200万円は、本年度の基本設計のもとに建設工事に向けた具体的な設計と工事費等の算定を委託するものでございまして、本会議での答弁にあるとおりでございます。194、195ページをお開きください。上から2つ目の黒ポツ、霊園等補修工事399万円余でございますが、園内の駐車場の整備工事のほか、本年行いました地すべり対策調査に基づきまして、地下水の暗渠排水工事を行うと予定しているものでございます。特に東山霊園は地下水が高いということがございまして、地すべり防止のためのそういった対策工事を行いたいというものでございまして、利用者に親しまれる安全・安心、かつ市民の墓ニーズを踏まえた安らぎ施設になるよう整備を進めていくものでございます。

次のし尿処理費につきましては水道事業部となりますので、196、197ページをお開きください。4つ目の白丸、松塩地区広域施設組合負担金でございますが、ごみの共同処理にかかわりまして負担する負担金でございます。3億863万円余でございますが、その内訳につきましては、積立基金、起債償還金などの建設費分担金が約1億8,226万円余。一般家庭の家庭ごみの償却にかかわります維持経費分分担金が、1億2,636万円余でございます。なお、組合事業といたしましてお知らせしておきますが、松本クリーンセンターにつきましては、平成26年から焼却施設の長寿命化計画によりまして焼却設備改良事業を行っておりまして、平成29年度までの4年間行うようになっております。また、平成27年度につきましては、塩尻クリーンセンターの新たな中継施設の整備に向けまして、平成28年度に予定しております解体工事等の実施設計を行うと予定されており、それぞれ国の交付金等を受けて行うということと聞いております。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業でございますが、この事業はごみの収集と処理にかかわる経費が主な内容になっております。主な内容は事業の中ほど下の黒ポツ、廃棄物収集委託料1億634万円余でございまして、

可燃ごみ、埋立てごみ、有害ごみ、剪定木等の収集運搬委託料となっております。

次の白丸、資源リサイクル推進事業でございますが、資源循環型社会の形成に向けまして、先般ごみ処理基本計画も策定したところでございますが、そういった形の中でごみの分別、資源化を促進していきたいというものでございまして、198、199ページをお願いいたします。事業説明欄中程のところに焼却灰資源化等委託料3,179万円余がございまして、これにつきましては、平成26年度から松本クリーンセンターで排出されず焼却灰及び飛灰、松本クリーンセンターというのは灰が2種類出てきまして、その焼却灰と飛灰のうち焼却灰のほうの一部を資源化しておりまして、廃棄物の資源化と最終処分場の延命化を進めているものでございます。リサイクル以外の灰につきましては、朝日の最終処分場に埋め立てしてあるというものでございます。その7つ下の黒ポツ、備品購入費111万円余でございます。本会議でもちょっと御紹介させていただいたところでございますが、現在毎月第2土曜日に市内の大型量販店の駐車場をお借りいたしまして、試行的ではございますが、古着と古紙等の拠点回収を行っております。この際に使用する回収コンテナ4台分を新たに備品購入いたしまして、回収業者に貸し付けているものでございまして、現在市内は1カ所でございますけれども、どちらかというとも市内の南部圏域で協力店を見つけてやっておりますけれども、今後は北部圏域でも協力店を見つけて、市内で2カ所やっていきたいという計画をしております。最後の黒ポツ、事業系生ごみ削減推進負担金250万円でございます。市内の大型食品販売店や飲食店等から出されます燃やすごみの中に調理残渣、あるいは売れ残りなどの生ごみの重量比が多いということに着目いたしまして、今回ごみの処理として燃やすごみから生ごみの堆肥資源化への処理を誘導促進していこうというふうに考えているものでございます。現在、松本クリーンセンターにおける可燃ごみの処理手数料が10キロ当たり150円になっております。一方、生ごみを処理する場合の近隣民間の処理費につきましては、10キロ当たり200円以上となっております。このため、生ごみを排出する事業者につきましては、処理料金の安い可燃ごみで処理しているケースが、今多いということになっております。そこで、市及び収集業者、それから排出業者との共同による燃やすごみの削減を推進していくために、その一助といたしまして、生ごみの処理費200円と可燃ごみ処理費の150円の差となります50円、これを収集運搬業者に補助し、生ごみの処理のほうに回して可燃ごみを減らしていくことを計画しているものでございまして、年間おおむね500トンの削減を目指して予算計上をさせていただいたものでございます。

最後に上水道施設の繰出金5,562万円余でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、それぞれの事業の安定経営を図るために一般会計から繰り出す金額となっております。以上で私からの説明を終わります。

○委員長 それでは、今説明を受けた部分について、質問をお願いします。

先ほどの古着とかあれってのは、どこで回収してて、もう1カ所どっかへってのは、どこの店屋さん。南部とかって言った。

○生活環境課長 今現在は、カインズホームの駐車場をお借りをいたしまして進めております。北部圏につきましては、GAZAとか、アップルランド吉田店、いろいろと御相談させていただきました。現在のところ御理解いただいておりますので、また別なところを探してくというところがございます。以上です。

○委員長 どうでしょうか。ありましたら。

○森川雄三委員 189ページのね、里山保全整備事業っていうのがある、ことし奈良井の里山だってお話です

けれど、この里山の区分というか、いわゆる農林課が行う森林整備事業と、この里山整備事業という、この区分けというかさ、そこら辺はどういう観点というか、でやっているわけ。

○環境推進担当課長 里山につきましては、都市と、それから山林と言われる山、ここの間のところを日ごろ生活の中で使っている、昔で言いますとまきとりをしたりとかですね、そういう生活の中の身近な部分の里山と言うことでございますので、奥山については農林課、その中間の里山については、環境を守るという意味で生活環境課で担当をしております。

○森川雄三委員 これは、補助事業ということは、いわゆるどの程度まで補助が出るわけ。例えば、人夫代の幾らとあって、そこら辺はどうなんです。

○環境推進担当課長 70万円につきましては、団体の運営費、それから設備に係る部分、そこについても特に食糧費とか、そういうものを除けばですね、70万円については、これじゃなきゃいけないってことはございませんので、ソフト部分、それからハード部分について70万円を限度に、それで3分の2以内ということで補助をさせていただきます。

○森川雄三委員 事業費の3分の2。民地というか住宅等、いわゆる山の接点というかね、いわゆる緩衝地帯みたいな場面の整備事業っていうことも入るわけかい。

○環境推進担当課長 そのとおりでございます、生活の中で身近な部分が、その里山ってことになりますので、そんなことでございます。

○森川雄三委員 いわゆるね、野生動物というか、猿、熊、イノシシね、含めて山突きではかなり、やっぱり出沒するわけだわ。その接点の場면을ね、例えば10メートルなり20メートル間伐するとか、ちょっと伐採しちゃうとか、というような事業ということに対しても、それは、どうなの。

○環境推進担当課長 これにつきましては、景観ということもございまして、それから今言いました森を整備して、それから子供たちにも環境の学習にも使える、そんなような日ごろの生活の中で身近に皆さんがそこへ入りながら使っていただくということになります。

○森川雄三委員 一遍で聞きゃあいいが、だんだん思い出してくる。そうなる地域の有志が、例えば所有者に許可を得てだね、実はもうここら辺猿が出ていけないとか、イノシシ出ていけんで何とか10メートルくらい伐採させてくれないかいと、例えばの話ね。そしたらそこで了解を得た場合に、そういった場面の補助としても可能なのか、可能じゃないのか。何か規定あったかい。

○環境推進担当課長 あります。

○森川雄三委員 あったか。それじゃ、その説明、資料1枚くれや。

○生活環境課長 もともと生活環境課が示しております里山保全というのは、いわゆる自分たちの住居から身近なところの山裾ですね、そういうところの間伐や、あるいは下草刈りをする中でクヌギとか、そういったものを育てながらカブトムシがいる自然を守っていくとか、チョウチョウが舞う自然を守るとかっていうところが、本来の私どもの狙いとなっております。これにつきましては、基本的には要綱に、全体では1ヘクタールを基本として指定をすると。里山保全地域として指定をした後に、補助金を支出するという形になっております。

○森川雄三委員 1ヘクタールって1,000平米。

〔「1万平米」の声あり〕

○生活環境課長 現在市内では、全部で6地域指定がされておまして。

○森川雄三委員 1万平米。

○生活環境課長 1万平米です。今6地域指定がされておまして、今度指定されれば7地域目という形になるものでございまして。

○森川雄三委員 地域指定になるわけか。

○生活環境課長 はい。いわゆる1ヘクタールのここからここまでだよっていう地域を指定して、私どもはこれは、一応環境審議会という審議会を私ども持っておりますので、そちらに内容を図って指定をするという形をとらせていただいている内容でございます。以上です。

○森川雄三委員 いいです。また細かいところはもし必要なら聞きに行くわ。

○中原輝明委員 ちょっと関連でいいかい。今の里山、指定は誰がするの。地域から要望はあるわけ。

○環境推進担当課長 今、山地課長のほうから申しましたけれども、環境審議会で内容について御意見をいただきまして、それから市のほうで決定ということになります。

○中原輝明委員 何、環境審議会で選定するの。どっかから何かがあるわけじゃない。地域からか。環境委員会で何で指定を勝手にするだ。そんなばかなことはないじゃん。

○森川雄三委員 地域から要望が出て。

○中原輝明委員 要望するのはあれだぞ。地域から要望、それ、各地域は区長かなんか通じてやってるの。それ聞きたいだ。俺はそんなことは、いや、これはあれだぞ、適当にやってたじゃだめだぞ、そんなものは。いいかい、皆さんが適当に、それじゃあ環境審議会ってのは、どういう人が委員になってるの。その選定は誰がするの。

○生活環境課長 ちょっと整理をさせて、答弁させていただきますが、まず第1点といたしまして、里山の保全事業のこの補助要綱がありますよということは、行政連絡長会議におきましても連絡させていただいております。こういった70万円の補助金の整備がありますよということ。基本的に手を挙げていただくことになります、基本的には。主体は地域がこういうことはできますよという内容を挙げてきていただいて、どんな整備をしていくかということについて環境審議委員の皆さん、今現在14名おりますけれども、その皆さんがその内容について検討するというので、最終的には市が認めるというものでございます。

○中原輝明委員 その環境審議委員というのは誰が指定するの。指定だか、委託するの、委員に。どこで、誰が。どこへ諮ってやってるの。

○柴田博委員 議員からも出てる。

○中原輝明委員 委員が出てる。

○委員長 出ないじゃない。出ないな。やめちゃった。前だね。今はない。

○中原輝明委員 俺、わからんで聞くだでな。それだでさ、その委員ってのは、どんな委員がいるだ、今、一般では。

○委員長 現在の委員だって、わかったら。

○生活環境課長 全部14名の役職はちょっとお話しできませんが、まず、主だっているところは、区長会から出ていただいて、それから理学博士、工学博士、これは大学の教授等も含めてですね、やっていただいているのは、それから一般公募で募集されて入ってきている人たち。これらの人たちというのは、基本的に塩尻市の場合は、

環境基本条例っていうものがございまして、この環境基本条例の中に環境審議会を置くという条例になっておりまして、それで人数とそれから手当も含めまして定めているものでございます。つい2年くらい前までは議員さんも選出していただいておりますが、今は選出していただけていないという状況のものでございます。

○中原輝明委員 それで、今、話はよくわかったが、ただ行政連絡長に言っても内部は徹底していないな、やっぱり。その里山っていうものを理解してないよ。洗馬のような山奥の区長たちは全然ないわな。ほだで、それをね、俺の言いたいのは、全般的にこの地区にはこっちへやったから、この地区へ今度はやってかなきゃいけないかというような、基本的な考えを持ったほうがいいじゃない、固めてじゃなくてさ。そんな具合にやってほしいと、俺は思う。要望だ。いいわ、言わねって。いろいろ言たってまたやらなきゃいけない。

○生活環境課長 ちなみに上小曾部の桜の会というのが、この指定になっておりまして、今も活発に活動していただいているという状況でございます。

○中原輝明委員 じゃあ、うんと前だ。昔の話だ。その昔だ。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 同じ189ページが一番下の高ボッチの関係ですけども、27年度も引き続いて植生の復元試験をやるということなんですよ。今までのやった分についてはある程度まとまってはいるわけですか。その辺は、27年度もやって、最後に計画、ガイドラインをつくるということなのか、途中からやっていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

○環境推進担当課長 これまで25、26と2年間やってきておりまして、春から秋にかけてですね、どんな内容に変わってきたかということで、内容につきましては草を刈ったりですね、それから樹林を刈った、それで刈らない。そういう刈ったところと刈らないところを比べながら、それからレンゲツツジが今咲かないというようなこともありますけれども、その開花の状況等も始めまして、最初の1年度につきましては最初の状況を見て、それで1年たってその内容を見る。それで当面3年やりますので、3回の中の内容を見ながら行うということでございまして、年度が変わりましたらですね、それについてメンバーを、高ボッチに関係する長野県とかですね、地権者の岡谷だとか、それから観光とか、そういう高ボッチに関係する人たちに話をさせていただきまして、それで実質的な植生のものについては専門的知識が必要になりますので、この試験を通じて、こういうふうにするばもともとのものに近いものができていくとか、それから維持することができる。そういう知識を私たちのほうにも提供いただいて、1年くらいかけて方向を示していきたいということでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 歯の健康についてお聞きします。大人の場合は妊婦さんとか、さわやか健診とか、また在宅者へ歯科保健事業が行われていて、子供たちの場合はよい歯を守る相談事業が行われています。それで、ちょっと担当が違うかもしれないんですけど、保育園の子供たちの歯科健診の状況をお聞きしましたら、本会議では健診で虫歯を指摘されて、その後の治療率が29%っていう、とても低い状況のような気がしますけれども、その対策はどのように考えているのか。やはり乳歯ってすごく大事で、その後大人の健診はしっかり取り組んでいても、大事な乳歯のところやはり治療ができていないと、ここでやっている事業が効果が生かされていないというか、そういうふうに見えるんですけど、その辺の対策とか状況はどうでしょうか。

○健康づくり課長 健診で御指摘をした虫歯等の状況について相当治療が必要だってこと、意味があると非常に

御指摘のとおりでございまして、具体的にどのようにフォローしているかにつきましては、ちょっと今直ちに回答しかねますけれども、その後のフォローが大切だってことは委員御指摘のとおりでございまして。

○山口恵子委員 その辺しっかり対策していただいた上でですね、この今回のよい歯を守る相談ですとか、大人の歯科の保健指導などがきちんと効果が出るような形で対策をお願いしたいと思います。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

○副委員長 193ページの霊園の関係でちょっとお聞きしたいんですが、先ほど永代使用料の還付金というように聞きますと、1年に十幾つくらいずつ返されるということだったんですが、私は前聞いたのはですね、なかなか東山霊園今好評で結構売れてますよということで、1回増設もしましたよね。その後あれなんですか、もうほとんど売れ残っているんじゃないかとほとんど売れちゃって困るとかというようなことも、前言われてたんですが、そこら辺の状況はどうなんでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○生活環境課長 今、副委員長さんお話がありましたように、今現在の霊園につきましては、本会議でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、2,061区画ある中で63区画が残っている状況でございます。今お話しいたしましたように平成24年にですね、墓地を90区画新しく、23、24で90区画つくったものから、ここで75区画が売れました。その後でございますが、今現在はいわゆるお骨を持っている方のみ随時販売という形で募集をかけて販売をしておりません。しかしながら今、先ほどお話ししましたようにおおむね十近くが返ってきているんですが、逆にですね、遺骨を持っている方がやっぱり十近くいるものですから、返ってきて販売しているというようなことで、数は今の63区画は、多少1つ、2つは減ってきておりますけれど、そういった今状況でございます。

○副委員長 あれですか、そうすると返されるというのは、基本的には中に仏様がいないところを返されるわけですよね。それか、いても全部掘っていけば返してもらってもいいってことなんですか。

○生活環境課長 副委員長さんのお話したとおりでございます。お骨があっても。

○副委員長 持っていけばいいってことだね。

○生活環境課長 ええ、現状回復していただいて、更地にしていただければ返せるという形になっております。

○副委員長 これから10区画以上と思ったものでちょっと心配だったんですが、大体需要と供給があれするというイメージということで、そんなに心配することはないと、そういうことなんですね。

○生活環境課長 今現在、需要と供給のバランスがとれているという形になっておりますが、私たちがアンケートをとったり、いろいろする中では、いわゆるお墓が欲しいという方は現にいるわけでもございまして、欲しいって方でもですね、若い方が今から欲しいって言っても、将来20年後には本当にいるかどうかというのわからない時代になってきておりますので、欲しいって方がいるということは事実でございます。アンケートによりましたら単純に2,000くらいはいるのかなという状況になっておりますが、それは今回合葬墓が欲しいという方も中にはいるものから、そちらを建設することによって、今の霊園聖地の中から返すのではなくて、合葬墓のほうに私は動きたいよという方も出てくると思います。これが恐らく100から150くらいいるのかなというように、アンケートをとってみますとですね、いたものから、それを移すことによって、今、区画数があくというようになれば、うまく需要と供給のバランスの中でですね、新しい霊園をすぐにつくらなくてもいいのかなというようには、今感じているところでございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 191ページの再生可能エネルギーの関係の中で、地域資源活用チャレンジ事業補助金というのが50万円あるんですが、これは具体的にはどんな事業をやったときに、どういう補助をしていくってことなのか、その辺をお願いします。

○環境推進担当課長 地域エネルギーにつきましては、太陽光、それから太陽熱、水力等いろいろな資源がございます。中には廃棄物等についても資源になりますけれども、そういう資源をもとにですね、地域に還元したり、公共のために使っていただく、そんなような団体ができればチャレンジ事業の補助金として支給をしていきたいなっていうふうに思っておるんです。具体的に言いますと、例えば区域の中に空き地がありまして、そこへ隣組等とか区民が太陽光をそこへ設置しようと、その設置した費用をまた区民の皆さんに還元していこうとか、中には基金とか貯金を積んで余っているお金あるとかですね、そういうものがあれば、そういうものを使ったりとかですね。それから、生ごみ等についてもそういうものを何か隣組の皆さん、仲間の中で資源にしていこうという考えがあれば、そういう者たちが使う団体として、その補助をしていこうということもありますし、それから山の関係ではですね、区の山、間伐材とか、そういうものもありますので、そういうものを皆さんで、団体で整備していこうと、それを資源にしていくというようなものがあれば、該当にしていこうと思っております。

○柴田博委員 例えばそれは、こういう場合だったらこれが使えますよっていうような形で、要綱みたいなやつはつくってやるわけですか。

○環境推進担当課長 このチャレンジ事業の補助要綱というのを作りまして、それに沿って行きますけれども、現在、その似たようなものにですね、まちづくりチャレンジ事業とか、そういうものがありますけれども、このまちづくりチャレンジ事業は、どちらかと言いますと自分たちで団体をつくりたいというようなことで手を挙げる方もありますが、地域資源チャレンジ事業というのはですね、なかなかそういう団体が生まれにくいということで、どちらかと言えば誘導的にですね、市のほうでセミナーや研修会をしながら、そういうものを発掘していくってことも必要になるかなと思いますので、そこら辺がちよっと違いますけれどもよろしくをお願いします。

○柴田博委員 それで、予算50万円で、限度額が3年間で50万円ってということで、具体的には、今年度は1件くらいそういうのをやりたいということなんですか。具体的にそういう見込みというか、そんなのはある。

○環境推進担当課長 現在、予定がございませんので、また来年の中でエネルギーのセミナー等いろいろ開催しながら、そういう人を発掘していきたいなと思っておりますので、もしそんなような方がございましたら紹介いただければ、うちのほうでもまた積極的にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 172ページの国民年金事務費のところ、ちょっと国の法律の関係になると思うんですが、国民年金は加入期間が25年ないと受給対象にならなかったと思うんですが、それが今後10年間加入していれば支給対象になるというふうに聞いたんですが、その辺わかりますかね。それで27年10月までに不足の期間があれば、追加して期間が10年間になれば対象になるというようなことだったと思うんですけど、その辺もしわかりましたら。

○国保年金係長 国民年金の給付の25年期間を10年にするという話だったんですけども、消費税の増税の

見送りに伴いましてですね、一旦それも見送りになりまして、これは年金の特別支援給付金とともにですね、一旦見送られてますので、現行どおり25年の納付期間を持って受給権獲得という状況であります。

○山口恵子委員 そうしますと加入不足期間がある場合は、27年10月までに納めればいいっていう、その期限も延びたっていう捉え方ですかね。それともこの制度そのものが、まだはっきりしないという理解をすればいいですか。

○国保年金係長 給付期間の10年につきましては先送りになっているんですが、未納の部分の納付におきましては、現行から制度はそのまま存続しております。

○山口恵子委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

○中原輝明委員 193ページが一番下段の埋葬墓っていうのは、いつ、どこで乗してきたの、これ。当初から計画あったの。

○委員長 一番下、合葬墓ってやつだね。

○中原輝明委員 合葬墓、合葬墓。それと、もう1点は副市長に聞きたいんだけど、たまたまこういう内容のものが、各常任委員会があるもんで、事前にこういう計画があれば、委員会かけて一度話をしたほうがいいと思う。だもんだでさ、この間も勉強したで、ああいう質問をしたと思うけども、いいかい、それ以上俺は言わないが。そういうところがうんと微妙なところあるだよ。それ以上言うと面倒になるで言わないけどさ。だで、それは気をつけて、俺やってほしいと思うし、該当になる常任委員会を開いてもらってやって、いつも継続審査になるもんでさ。やるべきだと俺は思う、新しい事業は。

○副市長 総論だもんですから、ちょっと私のほうからお答えしますけれども、新しい事業を始めるという際にはですね、細かい事業は別にしましてね。相当部分は委員会に御相談を申し上げて、協議会等にお諮りをして私どもは、極力そういうことで御相談を申し上げるということにルールとしてなっておりますし、それを実行しております。ちょっと記憶は定かではございませんけど、墓地の関係につきましてはね、たしか委員会で26年度の調査の予算化をいたしましたんで、その結果を踏まえて、こういう形こうやって足りなくなって、こういうアンケートの状況でございますと。アンケートの中では合葬墓という御意見があるんで、これはこういう形でやりたいというようなお話は差し上げたつもりでおりますけれども、たしかそうだというふうに記憶しております。

○中原輝明委員 それじゃ、聞いたとすりゃあ失言、取り消しだし申しわけない。それで、ただね、山口委員そこにいるで言うんじゃないが、山口委員の質問は、したときにね、あれだけ新聞に出るということは、それは立派な人だぞ。いいかい。そういう部分っていうのは、どこかでことしは予算組んであるよって、計画に載ってるよってことを聞き出したってことはすごいと思うよ、俺。だって、ほんとそうじゃん。だって、あの新聞見たってトップじゃん。だで、そういうことのないよってことは、・・・あるような気がするだよ、それは気をつけてほしいってことだわ。

○副市長 いいですか。

○委員長 いいですね。

○中原輝明委員 いい、いい。

○委員長 ほかにございますか。

ちょっと私のほうから1つ、177の出産子育て、一番上ですが、塩尻市には出産する施設がないということで、市長も子育てしたくなるまち日本一というようなことで目指している中で、これ何とかならないのかどうかという、例えば、今の松本中信病院と言いますか、あそこと村井んとこと、上の病院が一緒になって新しい医療センターみたいなものが将来的にできるようですけども、その中へもどうもうわさでは出産施設が入らないみたいなことを聞いてるんですけども、その辺の経過はどんなふう、幾らか動いているのかどうか説明できればいただきたいと思うんですが。

○市民環境事業部長 今のお話はまつもと医療センターのお話かというふうにお聞きさせていただいたわけです。私どももですね、かつてはあそこは分娩施設がございまして多くの方が、この地域の皆さん含めて御利用いただいております。今、新しいですね、病院棟を建設する計画で順次進めているというふう聞いておりますけれども、なかなか入札等もうまくいかなくてちょっと時間がかかっているような状況があるようです。私の聞く範囲の中ではですね、今、委員長おっしゃったとおりですね、具体的な分娩施設をつくるという段階ではないというふうには聞いておりますけれども、その後また具体的な状況の中でどう変わってくるかっていうのは、はっきりしたことは申し上げられませんが、私の聞いている範囲ではですね、そういった予定はないというふうに聞いている次第であります。

○委員長 この辺もっと働きかけしていったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、塩尻市のためにも。

○副市長 実は今のまつもと医療センター、上と合併する際にですね、当時の院長さん、市長のところへ御挨拶と言いますか、事業計画を説明、こんなふうでこういうことでやりたいというようなことで、私どもにも市として御協力をというような御要望もございました、もう2年くらい前だと思いますけども。その際にですね、前々からぜひ産科を設置してほしい、1回廃止をしてるわけなものですから。そういう御要望をテーブルの下でもやりましたし、松本広域が土地をここにお貸しをして、売ったの、貸してるの。

○市民環境事業部長 そうです。

○副市長 お貸しをしているようなこともございますですね、前の伝染病舎の跡。そういうようなことで御要望をしましたが、いずれにせよ、当時のお話ですが、今の状況の中では産科医の確保はできないというようなことで、無理という御返答をいただいて今に至っている次第でございます。ほかにもですね、まつもと医療センターだけではなくて、市内の病院にも本当に強力な働きかけをしておりますけれども、同様の理由でなかなか設置は難しいということの現状でございます。

○委員長 ほかになければ先へ進みますが、よろしいでしょうか。

それでは、続けてやっけてまいります。

○市民環境事業部長 職員入れかわってよろしいですか。

○委員長 どうぞ入れかわっていただいて、お願いします。歳出だけ、もうちょいだと思いますので。

それでは、9款消費費から14款の予備費までのところで256ページからですね、説明をお願いします。

○消防防災課長 それでは、予算書の256、257ページをお願いいたします。9款消費費1項消費費1目常備消費費から御説明をさせていただきます。257ページ、説明欄一番上の白丸でございます。5億9,796万4,000円のうち1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金5億8,555万7,000円につきましては、常備消防運営のための消費費の共通経費に相当する負担金5億5,709万円余のほか、人件費負担金として本市

への派遣職員1人分の人件費、また来年度広域消防発足以前に塩尻市で採用した職員2名の定年退職者が予定されておりますので、その特別負担金の合計であります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）780万円につきましては、長野自動車国道における救急業務に対する負担金でございます、これは中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金163万3,000円につきましては、長野県消防航空隊の消防吏員にかかる人件費でございます、全体で8名の消防吏員が消防隊におりますが、松本広域消防局から2名を派遣しているというものでございます。その下の木曾広域連合負担金297万4,000円につきましては、木曾広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございます、これは平成29年度までの償還ということになっております。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、団員等公務災害補償費157万2,000円でございますが、これは遺族補償年金130万円余と療養補償費等の目出しでございます。

白丸1つ飛びまして、消防事務諸経費314万5,000円のうち下から3つ目の黒ポツ、消防団活動強化アプリ使用料30万円につきましては、先日の本会議でも御質問をいただきましたが、火災現場での円滑な消火活動を図るため、新年度から導入する消防団員向けのスマートフォン用地図情報のアプリケーションソフト使用料です。この受信までの流れにつきましては、広域消防局から発信される火災の情報を市役所の緊急メールシステムを経由して、あらかじめこのアプリケーションが落されている消防団員のスマートフォンに転送をし、火災発生場所、火災現場の団員配置状況等を地図上に表示するというものであります。

次の白丸、消防団諸経費1億2,608万8,000円のうち1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,106万円につきましては、団員870人の報酬でございます。なお、団員の定数ですが、新年度は現行の900人から30人の減となるものでございます。その下の消防団員退職報償金4,275万円につきましては、4月1日退団予定者のうち5年以上在籍をしました退団者について退職金を支払うもので、平成27年度は125人を見込んでおります。なお、この退職報償金につきましては、額の引き上げなど政令の改正に伴います条例の改正を昨年6月に行いまして、退職報償金支払額を改訂したところでございます。次に258、259ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、消耗品費340万9,000円につきましては、消防団員の安全確保のための装備として、携帯用ヘッドライト500個を初め必要物品を購入するものであります。中程になりますが、備品購入費513万8,000円につきましては、消防ポンプ用ホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱など消防備品の購入費でございます。1つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金1,728万円につきましては、団員に係る公務災害共済基金の退職報償金でありまして、団員1人当たり年1万9,200円を負担しているものでございます。その下5つ目の黒ポツになります。消防団運営交付金1,273万3,000円につきましては、消防団本部、分団、各部及び消防音楽隊、ラップ隊に交付をしている交付金でございます、団員の人員割、車両割、あるいは世帯数割などにより算出をしております。その下の黒ポツ、災害出動交付金360万円につきましては、団員が火災出動、あるいは災害出動、行方不明者の捜索活動などに出動した場合の交付金でございます、1日出動した場合は1人4,000円、半日出動の場合は2,000円ということで交付をするものでございます。

その下の白丸、消防委員会運営事業33万4,000円につきましては、消防委員の報酬、費用弁償、視察研

修に係る有料道路使用料等でございます。

続きまして、260、261ページをお願いします。3目の消防施設費、1つ目の丸、消防施設整備費8,586万6,000円のうち一番上の黒ポツ、営繕修繕料570万円につきましては、防火貯水槽の漏水補修4カ所、ふた取りかえ3カ所等に係る工事費でございます。その4つ下の黒ポツ、詰所建設工事3,806万2,000円ですが、これは昨年の火災で焼損しました上西条の塩尻分団第4部詰所及び防災拠点の耐震化ということで、これまで計画的に整備を進めております詰所の新築ということで、来年度は太田の洗馬分団第7部の合計2棟を建設するものでございます。前後しますが、上から2つ目の黒ポツ、設計委託料155万6,000円は、洗馬7部詰所建設の設計に係る委託料で、その下の監理委託料155万6,000円につきましては、洗馬分団第7部及び塩尻分団第4部の建設工事監理に係る委託料でございます。次に黒ポツ1つ飛びまして、耐震性防火貯水槽設置工事690万円につきましては、消防水利の充足を図るために耐震性の防火貯水槽40トンに1基整備するものでございまして、下西条に設置を予定しております。その下の黒ポツ、備品購入費2,080万円につきましては、年数をへた消防機材を計画的に更新するものでありまして、来年度は檜川分団第1部の積載車1台と檜川分団第3部の軽積載車1台、広丘、宗賀、洗馬の分団それぞれ1台の小型動力ポンプの更新を予定しております。その下の消火栓新設改良負担金1,096万8,000円につきましては、消防設備の未整備地区への消火栓の新設及び改修として6基分、移設等が2基分でございます。

次に4目水防費でございますが、白丸、水防対策事業105万5,000円のうち一番下の黒ポツ、水防訓練交付金60万円につきましては、隔年で実施をしております水防訓練に係る訓練交付金で、ことしは5月17日日曜日午前に開催を予定してございます。私からは以上です。

○**財政課長** それでは、ページを飛んでいただきまして、330、331ページをお願いいたします。12款公債費でございます。公債費につきましては、長期債の償還元金及び利子、また一時借入金の利子でございます。元金償還金が一番上でございますけれども、前年に比べまして1億6,900万円余の増額になっております。一方長期債の利子につきましては583万円余の減になっているものでございます。元金償還金の増につきましては、平成22年度に発行いたしました市民公募債、いわゆるワイン債でございますけれども、この2億円の満期一括償還分、これが含まれております。したがって、通常償還分につきましては減額という状況でございます。

続きまして最後でございます。334、335ページをお願いいたします。14款予備費でございますが、例年どおり1,000万円を計上するものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、今説明を受けた部分につきまして質問ありましたらお願いします。

○**森川雄三委員** 広域消防の負担金の関係なんだけど、木曾広域では、いわゆる償還金として290万円、29年までまだ支払うと、これあれかね、檜川地区は木曾広域へ委託をして消防やってもらってるわね。その負担金っていうのはないの。

○**総務部長** それは、松本広域連合本体から木曾広域連合へ支払いをさせていただいております。

○**森川雄三委員** そうかそうか。救急もね。なるほど。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**副委員長** 261ページなんですけど、耐震性防火貯水槽の設置工事ということで、あれなんですけど、今、塩尻

市の中で耐震化になっている貯水槽ってあんまりないと思うんですが、大体どのくらい、ざっくり言ってどのくらい耐震化になっているか、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○消防防災課長 現在、耐震化の貯水槽設置というもの30基ございます。

○副委員長 全部でどのくらいあるだい、おおよそ。

○消防防災課長 貯水槽全部の数は654ございます。そのうち耐震が30と。

○委員長 いいですか。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、きょうはこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、9日月曜日10時から開会いたしますので、よろしくお願ひします。本日は、大変御苦勞さまでした。

午後4時52分 閉会

平成27年3月6日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印